
平成28年 第6回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成28年9月13日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成28年9月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員(12名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
4番 板井隆君	5番 植田均君
6番 景山浩君	7番 杉谷早苗君
8番 青砥日出夫君	9番 細田元教君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員(2名)

3番 米澤睦雄君	10番 石上良夫君
----------	-----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩 田 典 弘君 書記 石 賀 志 保君
書記 小 林 公 葉君
書記 田 中 優 美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 坂 本 昭 文君 副町長 松 田 繁君
教育長 永 江 多輝夫君 総務課長 唯 清 視君
行財政改革推進室長 三 輪 祐 子君 企画政策課長 大 塚 壮君
防災監 種 茂 美君 税務課長 伊 藤 真君
町民生活課長 山 根 修 子君 教育次長 板 持 照 明君
総務・学校教育課長 見 世 直 樹君 病院事務部長 中 前 三紀夫君
健康福祉課長 山 口 俊 司君 福祉事務所長 岡 田 光 政君
建設課長 芝 田 卓 巳君 上下水道課長 仲 田 磨理子君
産業課長 頼 田 泰 史君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 12 名です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

13 番、真壁容子君、1 番、白川立真君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

1 3番、真壁容子君の質問を許します。

1 3番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより3点にわたって一般質問をいたします。答弁をよろしく願いいたします。

まず1点目、地域振興区制度を問います。さきの6月議会で、町長は在任中の印象深い事象に、最初に地域振興区制度を上げていました。条例に規定する組織が住民組織たり得るのが出発当時論議になりました。年度当初の所信表明では、今後この地域振興協議会を小規模多機能自治組織の法人化として国に求めている、このように書いていました。前回に引き続き、地域振興区制度について問います。

まず1点目、これまでの交付額、人件費の総額を知らせてください。

第2点目、地域振興区設置条例では、条例に目的をうたっていますが、この目的を達成してきているとお考えでしょうか。

3点目、住民からは、地域振興協議会についての意見を求めたところ、費用の問題と住民自治組織と言えるのか、町からの仕事の押しつけではないか、このような3点が大きな住民の声として上がっていました。その中でも特に、振り返ってみれば、費用をかけて成果はどうであったのか、これは必ず必要だと考えますので、費用対効果を現時点でどのように考えているか問います。

第4点目、小規模多機能自治組織と現制度の違いは何か。この点については、法人化の問題も絡んでおりますので、具体的にお聞きし、どうして小規模多機能自治組織へ進めたほうがいいのか、法人化ですね、ということについても見解をお伺いしておきたいと思います。

第2点目、ゆうらくの無償譲渡問題を問います。同じくさきの議会で、印象深い取り組みの第2に、ゆうらくの無償譲渡を上げていました。町は、譲渡の理由に、法人の資産形成による経営基盤の安定化を図り、引き続き南部町と社会福祉法人が連携して、社会福祉施策の拡充を図ることを目的とすると明記しています。これは町がつくった譲渡決議書のところに書いてあります。きょうは、この点から問いたいと思います。

まず1点目、伯耆の国の資産と経営状況について、町は調査しているのでしょうか。報告を求めます。

第2点目、福祉法人とどのような連携をして社会福祉施策の拡充を図っているのか、報告を求めます。

いずれもこの2点は、町は譲渡の理由に上げていることから問うておりますので、報告できると思いますのでよろしくお願いいたします。

第3点目、町出資（出捐）法人の町への収支報告と町の監査の実施を求めますが、その点についての見解をお伺いいたします。

第3点目、保育園の民営化問題を問います。職員の待遇改善と多様なサービスの提供を掲げ、保育園の民営化が行われてきました。とりわけ民間の保育士の給与実態の把握と改善が社会問題になっている現在、この町ではどうなのかを問います。

まず1点目、民営化後の保育士の待遇がどのように改善されてきたのでしょうか。

第2点目、町立保育園との待遇格差のある中で、どのように同等の保育水準を維持しているのでしょうか。この点についてお伺いし、再質問いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

最初の地域振興区制度の交付額、人件費総額というようなことについては、これは企画課長のほうからお答えを申し上げます。私は、条例にうたう目的を達成しているかということについてお答えをしてまいります。

条例にうたう目的を達成しているかということでございますが、条例には、南部町に暮らす住民が、みずからが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集してさまざまな活動に取り組む場として、かつ、町が町民の意見を町政に反映し、町民とともに魅力ある地域づくりを行う場として設置する南部町地域振興区に関し必要な事項を定めることにより、地方自治法第1条の2第1項に定める町の役割の実現並びに自立性を高め魅力ある地域づくり及び地域づくりに寄与することを目的とするとうたっております。

例えば、青パトによる地域内の安全パトロール、運動会などのスポーツ大会の開催、高齢者の見守り活動、マコモタケや山菜、木炭、古代米などの農林産物を活用した地域特産品の開発、収穫祭などのイベント開催などは、私たちの暮らしの中に地域振興協議会の活動が大きくかかわっており、そのことが暮らしの安全や地域の住み心地の向上につながってきていると考えております。その事業の企画、運営、実施は、地域振興協議会にかかわっていただいている住民の皆さんから成る各部の部員さんや集落の皆さんの力が原動力となっております。この10年の間に、各地域で地域の抱える問題点を抽出され、協議会やさまざまな場で話し合われ、問題解決や地域に

あった特色のある事業に取り組まれています。地域の自立、住民自治が進展してきていると確信しており、南部町に暮らす住民が、みずからが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集してさまざまな活動に取り組むという目的が実現されつつあると考えております。

一方、町におきましても、さまざまな機会を通じて御意見をいただいております、町政運営に反映し、町民とともに魅力ある地域づくりに取り組んでいるところでございます。

次に、費用対効果をどう考えているかというお尋ねにお答えをしております。本町の7つの地域振興協議会では、平成19年度の発足以来、総務企画部、生涯学習部、地域づくり部、ふれあい部の4つの部を中心に、防災や交通安全などの活動、共助交通などの生活支援、路線バスの存続運動、文化やスポーツ活動を通じた地域コミュニティの活性化、環境保護やごみの減量化、農産物などを活用した特産品づくりによる産業興し、西町の郷コミュニティホームを代表する地域の皆さんみずからが支え手になる御近所福祉の活動など地域の幅広い生活課題に取り組み、その解決を図っていただいております。これらの活動の評価として、本町の地域振興協議会では、発足以来、まちづくり功労者国土交通大臣表彰を初め、各種機関からの表彰、感謝状など多数の褒賞を受け、社会的にもすぐれた活動を行っている団体として認めていただいております。本町にとりましては、今やなくてはならない組織に発展してまいりました。関係者の皆様の御努力に改めて敬意を表し、感謝を申し上げます。

議員御質問の費用対効果であります。地域づくりを費用対効果であらわすのは非常に難しく、冒頭述べました地域振興協議会の活動実績がその効果であると考えております。

次に、小規模多機能自治組織と現制度の違いは何かということでございます。小規模多機能自治組織とは、自治会、町内会、区などの範囲において、その区域内に住みまたは活動する個人、地縁型、属性型、目的型などのあらゆる団体などにより構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取り組みを行うことと定義されています。本町に置きかえれば、現振興区制度そのものが小規模多機能自治組織であると考えております。国では、本年3月に内閣府で、地方創生担当大臣のもと、地域の課題解決のために地域運営組織に関する有識者会議を立ち上げられました。その中で、地域振興協議会のような地域運営組織をいかにして全国へ普及させ、その活動内容を深めていくかが、これからの我が国における大きな課題として捉えられており、国においては、関係各省が連携し、必要な予算措置の充実、地域運営組織の育成や取り組み、促進に努めることが重要であると報告されました。また、あわせて、国会議員内でも研究会ができ、法人化の推進など法案提出についての準備、検討が進んでいるところです。今後、地域のニーズに応え、経済活動を含む地域の共同事業を発展させようとするれば、さまざま

な契約関係も発生しますし、事業の失敗や事故などに対するリスク管理も必要になってきます。法人格を取得することにより、団体名義の契約や登記が可能になり、さらに社会的信用が高まれば委託事業の受託や、寄附を受けやすくなることが上げられます。しかし、現行法人制度では、地域振興協議会に適したものがなく、地域振興協議会に適した新基準の制定が望まれます。取得が可能になれば、経済活動など活動の深化を目指される振興協議会においては、多様な事業展開が可能になり、地域の発展がますます期待されます。

次に、ゆうらくの無償譲渡問題でございます。まず、最初の伯耆の国の資産と経営状況について調査し報告を求めるという御質問ですが、このことにつきましては、3番目の町への収支報告と町の監査の実施を求めるとい御質問とも関連しますので、あわせて答弁いたします。

議員は御承知と思いますが、社会福祉法人とは、社会福祉法に基づき設立される特別法人であり、極めて高い公共的性格を持った位置づけがされています。また、社会福祉法第24条においては、「自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない」と規定され、社会福祉法人の経営の原則が示されています。伯耆の国においても、この基本原則に従い、内部統制を強化しつつ法人のホームページ、広報紙などにより毎年の決算状況や財産目録など広く一般に公表されているところがあります。したがって、町が伯耆の国に対し法人の資産や経営状況、毎年度の決算等の状況を報告させるといった義務を課すようなことはしていないわけでありまして、その必要もないわけでありまして。無論このことは、伯耆の国に限らず町内に事業所のある社会福祉法人全てにおいて同じです。また、伯耆の国は町の出捐法人であることから、設立当初から、町職員、これは健康福祉課長でございますが、評議員として組織内に参画しております。評議員会で法人運営上の細部に至る内容について詳細な報告を受け、これに対し疑義、不明な点は質問をし、要望、意見を述べるなど協議に参画しており、十分な情報共有と連携のもとで法人運営がなされておりますので、改めて伯耆の国から収支報告を求める必要はないと考えております。

また、監査をせよということでございますが、社会福祉法人の監査については、県の権限に基づき指導監査が実施されています。いわば監査の専門集団による国通知、関係法令に基づいた大変シビアな監査でありまして、町が独自に監査を実施する必要性はないと考えております。

次に、伯耆の国とどのような連携をして社会福祉施策の拡充を図っているかという御質問についてです。このことにつきましては、一言で言えば、伯耆の国は、本町の福祉施策を実施する上で欠かすことのできないパートナーであると言えます。伯耆の国はたびたびの介護保険法の改正を初め、社会福祉法人を取り巻く社会情勢も大きく変わる中、変化に対応しつつも一貫して設立

当初の趣旨や基本理念に基づき、認知症対策、介護予防事業などの地域還元事業など、地域に根差した事業展開をされており、南部町の福祉施策の発展に大きく貢献いただいています。一つ一つは申し上げませんが、平成12年に施行された介護保険制度の中で、当時は町外からの事業者参入は期待できず、在宅、施設、両サービスを提供する介護保険事業者として事業開始をしていただきました。その後は、グループホームの提供、24時間対応型ホームヘルプサービスなど、その時代の本町の課題に積極的にかわりサービス提供をしていただいています。予防事業としても町内7地区における介護教室の開催や、認知症出前講座など、地域に目を向けた取り組みにもいち早く取り組んでいただいております。着実に成果が上がっています。そのほか、保育所運営や障がい者福祉サービスの提供など、福祉のまち南部町を縁の下で支えてもらっている法人であると思っております。今後、急速な少子高齢化による単身高齢者、認知症高齢者などの増加に拍車がかかる中、支援、介護を必要とする方が南部町でも増加し、福祉ニーズは拡大かつ多様化していきますが、我が町の地域包括ケアシステムの実現に向けて伯耆の国との一層の連携をとって進めていきたいと思っております。

次に、保育園の民営化でございます。民営化後の保育士の待遇がどのように改善されたのかということでございますが、以前の議会でもお答えしたとおり、正規雇用になり、身分的に安定した立場となったことでもあります。それまでは町の非常勤職員でしたから、給与面でも年齢、経験年数、担任か否かなどに関係なく一律でしたが、伯耆の国の正規雇用職員となられたことにより、経験年数や年齢が加味された給与となり、昇給のほか一時金、通勤手当、超過勤務手当、扶養手当などといった各種手当も支給されるようになり、平均年齢が33.8歳で、1人当たり約41万円上がったということでした。

町立保育園との待遇格差のある中で、どのように同等の保育水準を維持しているのかについてでございますが、町内4園のうち2園の運営を指定管理しております伯耆の国の職員給与表につきましては、町では個別のものは把握はしておりませんが、報告を受けている27年度の収支決算により計算しますと、平均年齢が34.5歳、給料は月に約18万6,000円支払われております。町では、41.5歳で約27万6,000円でした。

さて、保育の水準ということでお答えをさせていただきたいと思っております。町立保育園は、昭和30年代に開設され、以後60年余りの歴史の中で、よりよい保育を目指し、その内容も変化し続け、先人から引き継いだ伝統に新しい考えを取り入れながら随分向上してきたところです。4園では、共通の保育理念と保育方針に沿って、各園独自の保育目標を掲げて保育を行っておりますし、町内4園の職員のさらなる専門性向上のため、毎年研修計画を策定し外部機関が実施する

研修会への参加や、4園研修、各園独自の内部研修などを通じて保育の充実、保護者支援、地域の子育て支援の向上を図っております。毎月開催しております園長会では、ふだんの保育の状況報告はもちろんですが、職員が参加した研修の復命や感染症の対応などの情報交換、防災マニュアルの作成なども行っており、4園が互いに協力し合い、切磋琢磨してより充実した保育サービスの提供ができるよう努めるとともに、それぞれのよいところを伸ばしてともに成長しながら南部町の保育の専門性が向上することを目指しております。

議員が御心配のようでありますので、加えて申し上げますれば、民間には公営にない柔軟性がございます。例えば、町内2園の延長保育は、公営では職員定数をふやせないなどの課題があり対応できませんでしたが、民間保育園では、保護者の皆さんからのニーズに柔軟に対応され、現在、午前7時から午後7時までの保育が行われておりますし、つくし保育園では、今年度から乳児の一時保育をいち早く始めるなど、迅速な対応で保育環境の向上が図られております。

議員御質問の待遇の格差イコール保育水準の格差と言われるような無責任な保育は行われておりません。民間だからとか、指定管理だからと言われないように、町の直営保育園より評判のよい保育を目指して頑張っておられ、保護者の方からの評価もいただいていると伺っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。地域振興協議会へのこれまでの交付額、人件費総額について、私のほうでお答えしてまいります。

平成19年度から平成27年度まで9カ年間の間に地域振興協議会に支出した経費は、事業費部分としては2億3,160万3,759円、人件費部分としては2億9,912万692円で、総額5億3,072万4,451円です。

事業費部分に係る2億3,160万3,759円の内訳は、事業費支援交付金2億1,066万5,609円、防災コーディネーターの事業費が935万8,343円、初期投資として要した拠点施設の修繕及び備品購入費用が1,157万9,807円でございます。これら支出のうち、事業費支援交付金2億1,066万5,609円は、その多くが新たに発生した経費ではなく、従来から支出しておりました行政文書配布手数料や、地区公民館の活動委託料などを振りかえたものと考えております。また、人件費部分につきましては2億9,912万692円で、その内訳は、19年度から現在までの事務局員の人件費が1億5,333万6,127円、防災コーディネーター人件費が4,023万6,021円、サポートスタッフ人件費が1,138万7,731円、正副会長報酬が9,416万813円でございます。

なお、平成19年度から平成23年度まで、協議会の立ち上げを支援してきた職員の人件費につきましては、企画政策課の職員であり、協議会の支援業務以外にも町全体にかかわる仕事をしておりましたので、支援職員の人件費総額を協議会に関する人件費に含めて積算することは妥当でないと判断しております。地域振興協議会の事務局員賃金、防災コーディネーターに係る人件費や事業費については、国の10分の10の補助金を、サポートスタッフ人件費につきましては、そのほぼ全額を特別交付税で措置していただいております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君の再質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 地域振興区の問題です。一つには、町長は、目的の中で、問題点として、10年間の中で自立して住民自治組織が育ってきたと、このことが目的にかなっているのではないかっていうふうにおっしゃっているわけですね。そこで、町長の今までの見解と同じです。それ、わかったんですけども、今回、どうしてもはっきりさせておかないといけないなと思ったことは、一つは、小規模多機能自治組織に持っていこうとしているんですけども、この振興区を協議会を法人格を持たせて一体何をやるのかって言うところがよくわからないんですよ。

なぜ、今回、費用対効果や、今までの交付金のお金を出してもらったかという、実際、この9年間、5億以上のお金を使っているわけですね。費用対効果の面もそうですし、どういう組織にしていこうかにしても、今までの総括が要ると思うんですよ。目に見えない費用対効果だっというふうにおっしゃるんですけども、住民に説明するにしても、議会としてはこの予算、決算を見ていることからしても、これでは説明になり得ないっていうふうに私思うわけですね。

そこで、お聞きしていきたいと思うんですけども、町長、この地域振興区設置条例は、今まで住民組織だっというてきたんですけども、何回読んでもわかるように、条例で定めた組織なわけですね。条例で定めた行政組織のトップ、副に、非常勤特別職としてお金を渡しているわけですよ。そこを、法人格を取ったら、一体この財政の動きはどうなるんですか。まずそこを聞きましょうか。法人格を取った団体にこれまでの交付金や会長、副会長に対してお金出すことができるのかって言うことですよ。今の段階でできているのは、町長が住民組織だっというて意見の違いあるんですけども、私たちは条例で定めた行政組織だからこそ非常勤特別職を配置してきたと思うんですね。そこをどうするのか。その説明がないわけですよ。いろんなことを法人格持ってこれから商売ができたときに、もうけになるとか、委託とか寄附を受けれるって言うんですけども、大前提として今までの交付金や非常勤特別職の配置というのはやめるということになるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。条例で定めた地域振興協議会でございますけれども、発展の形態に合わせて法人格も検討していかなければいけないのではないかとということを申し上げました。

発展に合わせてというのですけれども、いろんな類型があると思います。ベースには地域住民があって、そして公共的な話し合いだとか協議だとかいう段階から発展して、例えば特産品をつくったり、そういう収益が伴うような事業を行う、経済活動重視、重視でもないですけれども、そういうことを取り組む団体がある。あるいはまた、西町の郷のように、空き家を活用して自分たちで地域住民の福祉サービスを、お金を取りながらやっておると。これ、収益事業ではないわけですけれども、そういうこともあります。そうしますと、どういう問題が発生してくるかということなんですけれども、例えば、6次産業化などということで国も進めていますけれども、そういう6次産業化などで加工した品物を販売していくときに、団体の名前では販売できないということだそうです。ですから、会長個人の名前で売っていくというようなこと。そういうことになりますと、今度は税の問題が改めて起きてきます。個人に税がかかっていくというような問題がある。

それから、西町の郷などの例をちょっと申し上げましたけれども、例えば、全国的には例があると聞いていますけれども、独居高齢者のお方などが随分お世話になったというようなことから、そのお世話になった皆さんに、自分の家と宅地はもう、これで後はお使いくださいと、そういう寄附の申し出がある。ところが、法人格がありませんから寄附を受けて登記をすることができんというような問題があるというぐあい聞いております。そういう、全部が全部そういう活動をやっているということではないわけですけれども、そういう今のやり方では、ちょっといろんな面で差しさわりが出た部分がある活動も出てきたということでもあります。そういうことに対応できる小規模で多機能の自治というものを国のほうで法人格を与えて活動がしやすいようにしようというのが今の流れであります。そういう流れに乗っていかなければいけない法人も出てきているということを言っているわけであります。

それから、南部町の地域振興協議会が、じゃあ、そういうことになったらどうなるのかということですが、ある時期には今の制度全体を見直さんといけんかもわかりませんね。これは、その法律でできた新しい小規模多機能自治を認めた法律が本当に自分たちの町に適合したものなのかどうなのかということは、よほど吟味すべきだと思います。そういうことを吟味しながら発展形に合わせた、自分の体系に合わせた法人格を取得するというのはありだというように思っ

おります。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、小規模多機能自治組織を法人化することによって何が違うのかっていうことを、南部町の振興協議会はどうなのかって聞いたんですけども、やっぱり、町長、説明されるのは財産の問題とお金なんですよ、そうでしたよね。この法人化になったときに、町長が説明なさったのは、事業を起こしたときの利益がどうなるか、受け取りはどうなるか、それから寄附の受け取りどうなるかという、全部これお金絡んでるんですよ。ということは、町長は、知ってなさってるのかどうか知りませんが、法人格を持たせていったりとかするっていうことは、住民の自治組織、うちの町の条例にうたってた振興区設置制度というのは、区を7つ全部分けて、好むと好まざるにかけて全部網羅したところを統括する振興協議会をつくったわけですよ。そこを法人化して多機能自治組織だって言ってるんで、何するかっていうたら、要するに事業を起こしたりしてもうけになるときの受け皿をつくろうかっていうことを言ってるわけなんですよ。

ということは、誰が考えても、町長がおっしゃるように、今の振興協議会に今まで5億出してきたんだけど、そのうちの半分以上は国からの100%の補助金なんですよ、いつまでも続くわけがない分ですよ。それを当て込んでいるから、次に行くときにこの財源どうしようかっていうことになったら、見直さざるを得なくなってくるわけですよ。そこに小規模多機能自治組織乗っていくのはいいけど、やってる方々からすれば、これまでどういうことをやってきたかっていうたら、議事録を見てもわかるように、町長は下請じゃないって言いますけど、会長さん、副会長さんのお声聞いてたら、ほとんど町の仕事を課長から話を聞いて、それを住民に知らせたりとか、実施するためにやっているようなもんじゃないですか。実際どういうことを言っているかという、町長は、いつでしたっけ、去年の3月のところには、100人委員会、まちづくりしますよね、100人委員会の提言を受けて行うのは町と振興協議会だって言ってるんですよ。ということは、明らかに町の仕事を今までやってきてもらったわけですよ。そういうところに、結局行き着いてくるところはお金だと思うんですよ。法人格をつくってもうけれるところはそれでやりなさいよっていうことですね。マコモタケつくって売れるところはそれでやりなさい、西町の郷にはつくって、それでもうかるところはやりなさいだけど、こんなもうけるめどなんかないんですよ。ということになれば、私は、少なくとも、これですね、小規模多機能自治組織と法人化に向けて勉強するって会長さんたちも言っておられるんですけどもね、勉強の中身がなかなか見えてこないのは当たり前なことなんですよ、と思いませんか。

それともう一つは、町とすれば、振興協議会に説明するとすれば、今後お金をどうしようとしているかという点ですね、国の財源がなくなったときに、この人の配置とかどっからお金を持ってこようとしているのかってはっきり言わないといけない。

2つ目には、私は政府が住民自治組織、小規模多機能自治組織をつくれと言っていることの背景何かっていうことも、やはり言わないといけないと思うんですよ。少なくとも小規模自治組織をつくれって言ってるの、小学校単位だって言ってますよ。模範になって雲南市が旗上げてますけども、ここは人口4万近くあるわけですよ。そこでたくさん合併したから小学校単位での組織が必要ではないかっていうのはわからんことはないんですよ。うちのように1万2,000そこそこの町で、7つに分けたところで振興協議会つくっても、会長たちはどう言ってるかというのと、例えばまちの保健室、それは振興協議会としてもする人が限られてくると。各集落でするのがいいじゃないかって言ってるじゃないですか。それで、CCRCで空き家対策、受け入れるのは町でも振興協議会でもない、集落だって言ってるじゃないですか。それを考えたら、やはりもう少し住民の声を聞いていったりとか、会長、副会長やっている方々の意見を聞いて、私は見直しは当然だと思うんですね。そういう点から見たら、町長、ここで聞きたい、国がやろうとしているのは、小さな拠点づくり、それからこの小規模多機能自治組織で法人化つくっていく、これ、全部今の政府が諮問を出してきた道州制の中での一つのあり方なんじゃないですか。それをやろうとして言ってるんじゃないでしょうか。とすれば、地方自治体の首長とすれば、小さな自治体をどうして維持していくかということを考えたら、こういうやり方ではなくて、小さなところで生き残れるように、地方交付税の制度をもっとはっきりさせて、お金が来るように、公平に出せて言っていくのが一番じゃないですか、町長。そのことと、振興協議会の財源のめどについて教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。随分厳しいお考えのようでございますけれども、そもそも小規模多機能自治は国から言ってきたものではございません。そこを誤解ないようにしてください。国が金を減らすために言ってきたような先ほど御質問だったわけですけど、そういうことではない。小規模多機能自治をやっている全国200、もっとやっていると思いますけれども、その連合をつくっております、協議会の。その協議会のほうで、雲南市市長を会長に国のほうに要請をしたということでもあります。自治体側から言ってきているということですから、国が金を減らすために財源をなくそうとしているということではやっていない。

それから、会長さん方が町の押しつけだといっておられるということをおっしゃいました

けれども、議会のほうでも振興協との話し合いも持たれております、協議会の。その中で、会長さんが町の押しつけだといって言われたというようなことは聞いておりません。押しつけではなくて、町の特別職で町と住民が協働して地域づくりを行うというそういう意味合いでありますので、これはくれぐれも誤解がないようによろしくお願ひしたいと思います。町の押しつけではない。

それが証拠には、例えば青パトで子供たちの登下校の安全確認などをやっておられますけれども、これは町のほうは全くそういうことに関与していません。振興協のほうから直接警察のほうにお話しになって、青パトを運行なさっておられるというようなことであります。それから、地域特産品の開発、これも役場があしなさいこうしなさい言ったものではない。自分たちで考えて地域特産品の開発に取り組んでおられる、そういうことを町は支援をしておるということ。それから、共助交通システムを運行しているところがあります。それから、公共交通をなくさないようにということで、御内谷線なんかの取り組みもございます。これは町のほうから言ったものではないわけ。金のためだけとおっしゃいましたけれども、そういうことでもない。外れている。そうではなくて、金のかかわるものも出てきたと。発展形の中で金がかかわるものも出てきたというぐあいに御理解いただきたいと思うわけです。

そういうぐあいに考えますと、そういう需要に応えた体制をつくっていくというのも一つの自治を進めていくためには必要なことではないでしょうか。そのようなことを、そういう需要に応えた組織というものをつくっていくというのも自治体や、あるいは国や県の仕事ではないかというように思うわけです。

それからもう一つ、道州制ということをおっしゃいましたけど、全くそういうこと考えてません。ちょっと飛躍のし過ぎです。国のほうは考えておられるようですけども、こちらはこの地域自治組織と道州制を絡めて考えたことはない。これははっきり申し上げておきたいと思います。

それから、保健師の、まちの保健室のことですけども、これは集落ですべきではないか。集落ですればもっといいと思います。来る人は限られているというようなことですけども、もっといい。しかし、98ぐらい集落がありますから、なかなか行き届かないわけですよ。ですから、そういうできもせんことを言うよりも、まず、できるところから、保健師がその気になってやる気出ておりますから、まず、その振興協単位でやってみて、そしてあなたがおっしゃるように、集落単位でやったほうがもっとよくなれば、そういうところへ発展していけばいいのではないかなと思っております。最初からその集落がいいって言って、98集落を相手にやって、保健師に大きな負荷をかけて、結果としてできないというようなことよりも、今のようなやり方でできる

ところから、1カ月1回か2回ですね、7カ所出ていくわけですから。今まで余りフィールドの経験がなくて、個人とのつき合いはあったわけですが、地域とつき合うという発想が保健師の中にちょっと欠けた部分があって、今はその地域全体を見守っていく、そして地域の特性をつかんで保健活動に生かそうというぐあいに保健師は考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町からの押しつけではないかっていうことは、会長、副会長が言っているというのではなくて、中でこういう意見が出てきているので、そうではないかと私が言っているということで、誤解のないように。また、振興協議会長のどなたが言ったのかということが町から出たら会長も非常に困りますので、そういうことはくれぐれも言わないように。私は議事録を見て、この中身を見れば、押しつけではないかと言っているのだということをおききますね。

それから、町長、私、次の問題もあるんですけども、言っておくのは、お金の絡むことができてきて、法人格必要になってきたとすれば、やはり地域振興区設置条例そのものを見直さないといけないということは、これは共通認識になりますよね。これは統括するんですよ、全住民を統括して7つに分けている地域が、いろんな物事、役場のように産業課とかつくってそこに産業振興のお金出すってというようなもんじゃないと思うんですけども。個人の利益になることもあると思いますから、そういうことについて言えば、この法人化を目指すという段階では、地域振興区設置制度の見直しもあり得るということを町長が言ったというふうに私は理解しておりますが、それでいいわけですね。

それからもう一つ、それにしても、やはりこの9年間で5億以上のお金をかけてきたことについては総括すべき。言ったように、防災コーディネーターやほとんどが10分の10の国費だというが、これが補助金がなくなったときどうするのかという問題もあるんですけども、大事なのは、支援事業として出した2億1,000万の内訳は、ほとんどは今までの事業の継続だと、こういうふうに言っています。文書配布のお金、それから公民館事業が多い。だとすれば、この中で公民館事業が幾ら経費がかかって、これまで公民館としての、町ですよ、町のいわゆる公教育の中での公民館事業がどのように進んできたのかの総括が要ると思いませんか。これやるべきだということを指摘して、見直し等については、先ほど言った、できもせんことを言っていると思いますが、町長、1万2,000の町で7つに分けて小さな村をつくっているような地域振興協議会をつくっているとこも全国で珍しいのではないですか。私も町長と一緒にやっておられる雲南市

が立ち上げたのを見ましたけど、上越市とかうんと大きな市段階では考えられるんですね、行き届かないということが。今の1万2,000足らずの町でできもせんこと、98集落ってというのは手にのる範囲だと私は考えています。できないことはない。年次計画を立てても、しっかりと地域のことを知っている振興協議会の中からそういう意見が出てるということは、やはりそれを考えていかなきゃいけないのではないかとということ指摘して、今までの総括をすること、それから設置条例の見直しをやるべきだということ指摘して次に移ります。

次の問題は、ゆうらくの問題です。ゆうらくの問題は、先ほど町長も言ったように、3番目の出資法人への町の収支報告と町の監査の実施を求めるのが一番大きな質問の趣旨です。

その前に、どうしてこの伯耆の国のことを取り上げるかということですね。町長は今までの中では社会福祉法人だから県がやると言っているんですけども、私が根拠にしておりますのは、毎回決算でも出ると思いますが、出資法人なわけですよ。ここに議会の決算資料の223ページに出資による権利というところで、区分として、出資金を出している団体が20数名、30近く書いてあるんですけども、1,000万以上超えるのは3つです。一般法人、農村振興公社の出捐金、それから鳥取県の被災者住宅再建支援制度拠出金、それから伯耆の国の出捐金の1,000万。1,000万を超えるの、この3つだけなんです。丸々、農村振興公社については言えば、これ、出てくるわけですよ。ところが、この立場から言っているわけですよ、福祉法人だからどのではなくって、それをすべきではないかという点ですね。

その前に、もう一つ、なぜしないといけないかということについて言えば、町長、先ほど言った譲渡決議書に書いてある内容です。これは、私が言っているんでなくて、町が無償譲渡するときに、そういう条件だということで無償で譲渡したわけですよ。その当時、14億って書いてありましたよね、町の財産の目録のところにはね。それを出したんですけど、そこに書いてあるのはどう書いてあるかという、なぜ無償譲渡するかという、法人の資産形成による経営基盤の安定化を図って、引き続き南部町と社会福祉法人が連携して社会福祉施策の拡充を図るって、こう書いてあるわけですよ、決議書にね。そしたら、どうかという、この無償譲渡することにより、法人の資産形成によって経営基盤の安定化が図られているのか、このことを町に説明しないと、議会に説明しないといけないんじゃないですか。そこを、安定化しているから大丈夫だからじゃなくて、私たちは、住民の貴重な資産である14億、当時は22億かけてつくった分ですよ。それを丸々無償譲渡したわけですよ。であるならば、無償譲渡したのは何ゆえかというところを、決議の中に書いた目的に沿っているのかどうかということで、その目的に沿った内容で報告しないといけないんじゃないですか。これはどうですか。資産形成による経営基盤の安定化

を図り、経営が安定しているのか、どうなっているのかという報告が要ると思いませんか。これはあなた方がつくった目的です。どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今のその土地、建物の、土地は売却したわけですが、資産形成ということで経営の安定化は図られておるといように思っております。それは、南部町のホームページからでもリンクできますが、社会福祉法人のホームページで資産内容や経営状況が一覧できるようになっておりますので、御確認いただいたらというように思います。

社会福祉法によって、地方公共団体は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で財産を譲り渡すことができるということ、あるいは社会福祉法によってさまざまな支援を行うということになっておまして、それだけ透明性が高いものが求められるということは、真壁議員もおっしゃったとおりでありますけれども、そういうことで資産形成に町のほうが関与しても何らおかしくない、こういうことでございます。結局、1,000万円の資本金というんでしょうか、出捐金であれだけ大きな事業を回してきたわけですから、誰が考えたってその安定的な経営ということには、私はならないのではないかと思いますよ。やっぱり、土地を持ち、あるいは建物を持ち、資産を持って、堂々とした、自立した社会福祉法人としてサービス提供するというのが妥当な考えではないかと思っております。

それで、どのようにやってきているのかということですが、御案内のように、認知症のグループホームの建設もやっていただきました。これは町がなければせにゃいけんところを法人の努力で取り組んでいただいたわけでありまして。

それから、介護予防事業教室、町内8カ所で行っていただいております。それから、この介護予防などのほかに、介護技術、福祉用具の使用の指導、在宅介護者に行うというようなこともやっております。それから、伯耆の国の職員が毎年研究テーマを定めて、体がかゆいだとか、爪のケアはどうするのだとか、排せつの問題だとか、物すごい多岐にわたっておりますけれども、そういう研究テーマを定めて、2日間にわたって研究報告の発表会をしております。そういうその発表会は公開されておまして、そういう場面で、いわゆる介護技術などの地域還元がなされているというように思っております。それから、初級ヘルパーの養成研修も行っていただいております。そういうさまざまなことを通じて、地域還元事業という名前でさまざまな事業に取り組んで南部町の福祉の向上に一役も二役も買っていただいておりますというのが実態であります。したがって、譲渡決議書に沿った活動をしていただいておりますというように考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、誤解なさらなくて聞いていただきたいのは、ゆうらくの無償譲渡云々かんぬんを今問題にしてるんじゃないですよ。町が出資、出捐した法人については、きちっと町が監査をして、それを報告求めて議会に出すべきでないかっていうことを言ってるわけなんですよ。そこの論議です。

それを求めていってる根拠はどこにあるかという問題ですが、地方自治法の第221条の3項です。予算の執行に関する町の調査権等で、法人で政令で定めたものってあるわけですよ。ここに町長は福祉法人だから県がやるからいいのではないかって言うてるんですけども、全国的に市町村も情報公開を広く広げていく立場から、町が出資、出捐する団体の50%出資どころか、平成20何年でしたっけ、国が一定、諮問機関が出したのは25%、4分の1の出資団体からも報告させるべきだっていうことで、いつか私たちが視察に言った真庭市なんかでは、特別に条例をつくって出資、出捐団体の4分の1以上の団体の分については市が監査するっていうようなことを条例で決めているわけですよ。そこを言ってるわけですよ、町長。

それで、町長が今言われた、どのような福祉をしているかっていうようなことは、伯耆の国も出しているから、読んだらわかるんですよ。何がないか、ブラックボックスになっているかというところ、このお金のところが、財政のところが一番ブラックボックスになっているわけ。それが不思議でかなわんのですよ。そこを町が求めるべきではないかと。これ、町長、私は、町長の仕事の中でぜひやっていただきたいんですよ。なぜならば、町長の在任時に、県、これ、町がやってた分を大きな法人つくったわけですよ、出捐法人ですね、100%。その法人が今は広域連合の介護保険の約半分のお金を扱うような団体になっているわけですよ。それだけではありません。町からは、2億円ぐらい出して保育園をそこに指定管理させているわけですよ。

保育園のことについては次言うんですけども、そういう内容であるからこそやるべきではないかという点と、もう一つは、広域連合でも出したんですけども、町長認める、県は非常に厳しい監査をしているということでしたね。27年度の伯耆の国の監査がどのように言われているか。ここで私も驚いたのの一つ、本来職員に払わないといけない退職金を払わないでおいているのではないかって県が指摘しているんですよ。こんなんやったらいけんことですよ。

2つ目には、お金の使い方もあるんですけど、わかりやすいところでは、特定の方に高い高い車椅子の購入に助成金を出している。これ、私が言っているんじゃない、県が言ってるんですよ。伯耆の国に、ある特定の方に車椅子の助成金を出して、そうであれば、助成金を、こういう制度を出すことができますよという要綱をつくるべきで、広く入所者に知らせるべきだって県が言っ

ているんですよ。これって、不公平で不公正ですよ。

3つ目、契約の問題が非常に厳しく書かれている。本来、複数の業者による競争入札に付すべき案件である、次の契約は。については、契約の公平性を図るため、入札の執行等、適切な事務手続により契約を行うこと。こういうことを掲げて、特別養護老人ホームゆうらくの空調整備更新事業は、前年度も前々年度も指摘しているのに同じことをやっているって、こう書かれているわけですよ。私、びっくりしていろんな法人を見たんですけども、こんなに書かれているところないのと、もう一つは、1年ごとにどころか、何回も監査を受けているっていうの伯耆の国以外ありませんよ。そういうことを、これが公開されていますから、住民から指摘されるわけですよ、議員としても。だとすれば、出捐団体である町は一体伯耆の国に対してどのようなことをしてるのかって、これは住民から声出てきても当然ではないですか。決して県に任せるだけではなくって、町独自で出捐しているし、本来の法に基づいた運営をすべきだという立場から、私はそれをつくってそれに関与してきた町長だからこそ、しっかりと町が関与できて、監査できる方向を残していくべきではないかっていう点についてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この件については、以前も御質疑をいただいてお答えしておりますけれども、221条の3項ですか、というような根拠を持ってできるというぐあいに答弁もしております。監査をしようと思えば監査はできるということでもありますから、監査委員さんが必要と思われたり、あるいは町が必要と思ったら、それはすればいいのではないかと思います。ただ、今は県が指導機関、監査機関でありまして、県のほうで先ほどおっしゃったように、適切な監査がなされているのではないかと、そういう状況であえて町のほうから監査が必要だというぐあいには考えておりません。県のほうからまたそういうお話もあるかもわかりませんが、そういうときにはきちんと対応したいと思っております。

それから、私、一つだけ言っておきたいと思っておりますけれども、内容を聞いてみますと、伯耆の国のほうに。県が監査をします、監査をしてその伯耆の国が回答をします。この指摘についてどうこうだという。その前の段階で公表してしまうわけです。回答して、ああそうだったのかというものを、公表すれば、お互いに納得がいくと思う。もっともっと近づけると思うわけですが、一方的な最初の監査の段階のものを公表する。そして、回答を求める。伯耆の国のほうできちんと一つ一つ、改善しますとか、これはこういうことですよというような回答をしたものをまた後から出すわけです。2回出すわけです。ですから、最初のもので全て県の言っていることが正しいとは限らん。誤解もあるし、それから、ああ、そういうことだったのかということもあ

と思う。法人の言い分をやっぱり聞いて、私は、中間発表というんでしょうか、そういうものがまずなされていない。2回するわけです、回答のあったものとですね。そういう、どうもやり方になっておるようでして、今、真壁議員がおっしゃったのは、訂正はないかもわからないけれども、その最初の分ではないかなと思って聞かせていただきました。そういうことで、必要があればすればいいし、今のところはそういう必要性は認めない、私は認めないというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、ゆうらくの監査の様子、よう知ってるやないですか。うん、そうですね。よう知ってて、回答が出てない段階出て、2回出ている、これは私は全部目を通していますよ。ということをよく知っているのは、回答でしますと書いてもう2年間もしなかったことも知ってるわけでしょう。それはよく読んだほうがいい。

それと、驚いたのは、首長が、県の監査が正しいかどうかわからん、これ問題発言ですよ。どっちが正しいかわからない。この監査を出すのはうそか本当かわからんっていうようなことを言っているのか。これは県が言ってきたことに対して法人がどう応えるかはまた別問題ですよ。でね、だからこそ、もしそうであれば、それですよ、私はけしからんと思うんですね、町長の姿勢が。監査が本当かどうかわからんっていうのでなくて、本来であれば、出捐しているこの団体に対して、こういうことを言われているが事実かどうかって言いに行くのが本当でしょう。それで、そのことでこういうふうに書かれているけど、自分は聞いてきた、こうだっていうのだったらまだわかりますけども、本当かどうかわからんっていうのは、いいかげんにしてほしいっていう姿勢ですよ。一体ここに何ぼお金を投資しているんですか。これは、私はちょっと言い直したほうがいいと思うんですけど。それで、もし仮に監査が正しくなければ町がやったらええんちゃいますか、そしたら。やっている、県に任せていると言いながら、町長はこの監査正しいかどうかわからんって言って、自分はしないっていうのは全くお手上げ状態じゃないですか。そういう事態が住民から不信を招くし、私たちも大いに議会としても不信の残るところじゃないですか。

もう一つ聞いておくのは、これ、やっぱり町長いけんと思いますよ。ここに今述べた分ですね、それだけじゃないんですよ。例えば予算の当初に、全然計上していないところで7億円ものお金が、補正もなく決算時に出てきたことなんか改めろって、これはお金のやりとりがあるかもしれませんが、普通見たら、行ったお金のずさん管理だっていうふうに思われてしまいますよ。そういうことをもし仮に町がやってたらどうするんですか、町の財政がやってたら。あり得ない話じゃないですか。それに、この中で、随契がいけない、付すべき案件だ、何回言っても聞かない

ってというのは、これ、町がやってたらどうするんですか。同じことじゃないですか。私は少なくとも、その町長の姿勢が、法のこととしてやったらいいって言うんですけども、やったらいいというて、首長がいいと思ったところはやっているんです。うちの町は町長はそう言ってるけれども必要ないって言うからできてないんですよ。それは、住民から見て、やはり私は不公正な姿勢だと言わざるを得ないんですけど、町長はどんなふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。真壁議員、ちょっと揚げ足取りのような御質問であります。先ほど申し上げたのは、県がしっかり監査をしているので県に任せればいいということをお願いしました。監査の内容について公表がなされていますけれども、それは伯耆の国の言い分を聞いたものではない。伯耆の国はちゃんと一つ一つの項目について回答して、これはこうします、ああします、訂正、是正しますとかいろいろ書いてあると思います。そのものを見て御質問していただきたいということを行ったわけです。県がいいかげんなことをやっているというようなことを言ったわけではありませんよ。そういう中間段階のもので議論がなっておるということを言ったわけでありまして。

それから、一つ一つのことについて、町がせんでも、町がせんではいけんのではないかということですけども、そういうことですから、町がする、私は必要性はまだ見出しません。県のほうからそういう御指摘があって、法人が言うこと聞かんというようなことがあれば、町にも相談があると思いますから。そういうことをもってまた判断をする時期はあるのではないかと思います。そういうぐあいに考えております。基本的に、自主自立でやっている団体ですから、上から目線で正面玄関から土足で乗り込むようなことはしたくないわけでありまして。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に、町が県の監査が出ていることについて中間段階だっているんですけど、それであれば、ここに指摘されてることが事実かどうかの確認できますか。それをしていただきたい。事実かどうか。県が監査している内容についてこういう事実があったのかどうかの確認をしていただけませんか。事実じゃなかったら県に言いましょうよ。それをぜひして、委員会で報告していただきたい。

それから、福祉法人は、公にしているってというのは、これはどこもやっていることで、伯耆の国が一番おくれている。どこに行っても、入った玄関に財政報告は載っていますよ、どこの法人も。日南町もそうですし、日南町はロビーにきちっと財政報告を置いていますし、私が行った淡路島の老人ホームなんかでちゃんと張ってありますよ、来た方が見えるようにね。そういうこと

も求めたらどうでしょうか。町が多額のお金を出したところについては、私は引き続き経営の安定化についてどうなのかという点については見ていく必要がある。それ、なぜならば、公のものを無償譲渡しているからね。それについて、そういう制度をやった人がつくっておくべきだということ町長に言ってるんですよ。それはあなたの仕事ではないんかっていうことですね。

それと、2つ目には、この監査を見ている限りでは、よそにない指摘をなされている。このことについて、町長は事実かどうかかわからんというのであれば、町長の責任でここに書いていることは事実かどうかということを確認させていただきたいということですね。

それから、何回も言うように、少なくとも私は、町長の在任期間中に、今後、出資団体の、50%出資している団体については、少なくとも町が監査をするということをちゃんとルール化してやっていただきたいということを指摘して、次の質問に行きます。

次の質問ですが、伯耆の国に指定管理している民営化の問題で、町長、平成23年度と24年度でどれぐらいの金額が民営化することにより、2園の運営費用、人件費がふえています。どれぐらいふえたか御存じですか。もしわからなかったら、担当課でわかりますか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの真壁議員の質問でございますけれども、今、手元にある資料で金額をとということができませんで、23年度は指定管理はまだしておりませんで、負担金で払っておりますので、後で調べてお答えしたいと思いますし、24年につきましても、全体のものということは、うちのほうでまだ把握しておりませんので、後ほど調べてお答えしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これはあらかじめ執行部に求めておいたほうがよかった金額ですね。私が23年度、24年度の決算資料で拾った数字です。23年度は民営化ではなかったので、つくし、さくら、運営費、臨時とかの報酬、それから人件費、3つですね、3項目出てるんですよ、決算に。それを2つの保育園合わせたら、合計1億1,663万2,019円でした。1億1,600万ですね。それで、24年度の公設民営になったときが、これ、決算です、1億8,512万

8,267円。6,849万円ふえているわけです。これが、いわゆる職員の待遇改善だっていうことになるわけですね、ということですね。それを人件費と見ても、人件費だけでは、6,200万の差がありましたから、約6,000万円を今までよりたくさん投入して待遇改善を行ってきている。これがずっと平成24年以降続いているんですよ。だとすれば、町長、この6,800万、6,000万以上投入した金額で、どのように待遇改善が図られたのかっていうことですね。これについては、出す必要が、先ほどおっしゃってくれた金額が34.5歳で月18万6,000円っていう金額なんですよ。そうですね、この数字は、それよりもっとひどかったっていうことですね。だと思っんですけども、18万6,000円に月額としてふえましたというふうに言っています。当初、1人320万を計算してするといったことについてはどのように説明するんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほど町長の答弁にありました18万6,000円というのは、当時、非常勤でいらした役場の非常勤の職員さんが、民営化になりまして正規の職員になられた、そういう方々のものを把握した数字でございますので、全体の数字としては、新しく採用された方もいらっしゃると思いますので、そのあたりの平均としては多少違っているのかと思います。

それから、320万円と違うのではないかという御質問でございますけれども、当然違うと思います。と申しますのは、320万円というのは、10年間にわたって昇給をしていくという、そういう10年間を昇給して行って、最初の金額から昇給していく、その分を10年で割って、1人当たりの平均として出したのが320万ということですから、当然、24年度はそれよりも低い賃金になって当然かなと思っておりますので、そのように理解しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、残り時間少なくなりました。まとめる方向で発言してください。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に問います。指定管理に当たっては、年度精算ではなく、10年間で320万と計算するってどこに書いてあるのか。それは、どのような法律に基づいてそういう出し方ができるよということを言ったのかっていうことを求めるのが1つ。

それともう一つは、先ほど言ったのは当初ではない。27年度の34.5歳が18万6,000円って言ったから書いてるんです。これは、少なくとも、2015年4月に県が調べた民間保育士の年収が平均263万、これと同等か低いぐらいになってくるわけですね。このことが、町は1人当たり320万出しているっていうことになっているわけですよ。その差をどうして明らか

にしないのか。今回の決算でも、給与の明細書いていない。このことについては、きちっと給与がどれだけ指定管理の中で払われているかというのを明らかにする必要があることと、10年間320万で行くというのは、どの法律と条例を根拠にして出したのかっていうことを明らかにしてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの27年度で18万6,000円というのは、当初の職員さんが今いらっしゃるということではなく、途中で退職された方もありまして、入れかわりがあっております。その入れかわりで、全く同じ賃金、給与の人がいらっしゃるとは思っておりませんので、むしろそれよりも平均年齢的には若くなっていらっしゃるように思いますので、その分の差はあると思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。どの法律に書いてあるかということですけど、私はちょっとそういう法律は承知しておりませんが、伯耆の国へ保育園の臨時・非常勤職員の身分移管をしたときの目的などからいって、そういうものをお示しをして指定管理を受けていただいたものだというぐあいに思っております。待遇改善の一つするという目的がありましたから、そういう目的で双方で話してやったのではないかと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 理由にならない。何回も問いますが、指定管理で10年間、こんなふうにしてお金が出せますよ、そのことを明らかにできない、しなくてもいいっていうのを出示してくださいって言うてるんです、してないんだから。それを求めます、議長。

それで、少なくとも、私はそういう仕組みを今後残したらいけないと思っているんです、町長、あなたの責任で、これを何とかしていただきたい。少なくとも、指定管理については当年度決算すると、精算するということをやるべきだと言うてるんですね。そのことと、先ほど言った伯耆の国、出資団体については、町が責任を持って監査することに、そういうルールをつくっていくことを求めて質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は10時40分にいたします。よろしくお願いたします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。議長から質問の許可を得ましたので、これから子育て支援の充実を問います。答弁のほうよろしくお願いします。

安倍首相は、日本経済の活性化を期待して財政出動を繰り返しているのですが、一向に国民の家計の向上にはならず、個人消費の低迷で効果は見えてきません。

本町でも例外なく、お話を聞きますと、現在の暮らしについて多くの家庭の生活は苦しくなった、余裕があるとは言えません、このようにおっしゃいます。給料は思うように上がりず、また非常勤雇用の方は将来の展望が持てない状況ではありませんか。特に、若い子育て世帯の家庭での日々の生活は大変と聞きます。少子化の打開策は、行政が知恵を絞って支援をすることは当然ではないでしょうか。

町では、人口増加の施策に国が示す方向のCCRCをされますが、今、力を入れることは都市部で生活をされていた方を呼び込むことよりも、現在在住はもちろん、年齢の階層の若い世代の方に目を向けることのほうが効果が期待できるのではないのでしょうか。そのことから考えれば、予算の比重を子育て支援の拡充を進めることが、人口の流出を抑え、逆に若い方の流入が図られると考えるのが道理ではないのでしょうか。

私はお金の使い方の根本、特に教育費の増額を求めて問います。3つ上げておりますが、まず1つは、現在実施の小学校1年生から3年生までの学級費と教材費の無償化を、小・中学生の全てに実施することを求めます。なぜかといいますと、小・中学生は義務教育であります。義務教育については国や自治体が責任を持って教育をする、負担をかけない、これが根本ではないのでしょうか。

もう一つ、小・中学生の学校給食費の無償化を求めて問います。これは私がずっと言い続けていることですので、ぜひ実施をしていただきたい。このことから問うものであります。

3つ目として、観光事業関係の投資額はかなりの金額ですが、どれだけの効果があらわれたのでしょうか。そのことについてもお聞きしますので、どうぞよろしくお願いします。

ここからの質問はここまでで、あとは答弁を得てから再質問で深めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしております。

教材費や学級費の無料化については、これは教育長のほうから答弁しますので、私は観光事業の投資効果についてお答えをしております。

結論から申し上げますと、これまでの観光事業への投資効果を明確にすることは困難であります。しかしながら、観光事業への投資は定住人口をふやすきっかけの一つとして、町にとっては重要な施策と位置づけております。

本町では、平成26年度より南部町観光協会に観光プロモーター1名、事務局職員1名を配置したほか、地域おこし協力隊員を1名受け入れ、合計3名の人員強化を図り、このうち観光協会職員2名について、町は補助金という形で支援を行っています。

観光行政を推進するに当たり、町外に向けてのプロモーション、体験メニューの造成、各種イベントの実施などに取り組んでまいりました。観光プロモーターの県内外への精力的なプロモーション活動により、旅行会社が企画するツアーに、とっとり花回廊や赤猪岩神社など本町の観光地を組み込んでいただくなど、大きな誘客実績を上げていただいています。平成27年度には延べ1万6,312人の方が、観光プロモーターの誘客により南部町に立ち寄っていただくことができました。これは行政職員のみではなし得ないことだと言えます。

中でも赤猪岩神社は、再活の町南部町をPRする観光地として、積極的に活用していただいています。観光プロモーターの着任前の平成25年度には1,127人であった来訪者数が、平成26年度には8,979人、平成27年度には1万2,767人となっております。観光プロモーター着任前と比べると、本町を訪れる観光客の増加は明らかであります。また、平成24年より、南部町観光協会が赤猪岩神社前売店を運営し、南部町の特産品等の土産物を販売しております。この売り上げ金額は、平成25年度42万7,880円、平成26年度53万6,402円、平成27年度117万7,680円と推移しており、赤猪岩神社来訪者数の増加と比例して順調に増加しております。また、売店の職員として寺内の皆さんにお世話になっており、年間約65万円、地元雇用にも貢献しております。

春のさくらまつり期間中の14日間では約2万7,000人もの方が、一式飾りが展示される2日間では約4,000人の方が、法勝寺川桜並木と法勝寺一式飾りを観賞しに花見に訪れます。町のシンボルである桜並木や町指定無形文化財である法勝寺一式飾りなど、南部町が誇れる観光資源があることや、町なかをたくさんの方が歩くことは地域の活力につながると考えます。

また、緑水湖周辺施設にも年間約3万5,000人の方が訪れております。NPO法人なんぶ里

山デザイン機構の里山デザイン大学では、環境省、生物多様性保全上重要な里地里山に選定された南部町の豊かな自然を題材に、町の魅力を感じてもらおう講座、教室を行っています。町外からもたくさんの受講があり、大変好評であります。

町内有数の観光施設とっとり花回廊で開催されるなんぶ町民花火大会には、この日だけで約5,000人の方が来場します。来場者の約4割は町外の方であります。

観光客が増加することは、地元の経済を好転させるには非常に効果的と言えます。さらには、町民の皆さんや事業者の皆さんが、なお一層南部町のよさを再発見し、利活用いただき、観光という切り口からおもてなしや商品販売など御検討いただくと、観光客が滞在する時間が長くなり、より地域経済が好転し、活力と魅力あるまちづくりにつながると考えております。

加えて、南部町に訪れ、その魅力を実際に体験していただくことや、長く滞在していただくという観点から、町としては観光の中でも体験型観光の推進に力を入れたいと考えています。体験型観光とは、これまで観光資源としては気づかれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型、交流型の要素を取り入れた観光です。現在はレンタサイクルの導入や民泊の推進など、南部町を体験していただき、ファンとなっただけの取り組みを進めているところです。豊富な体験メニューを整備し、この体験型観光の推進により一層力を入れてまいりたいと思います。町に多くの人が来ることで、町のファンやリピーターがふえ、将来的な移住につながるきっかけとなります。また、多くの観光客が訪れることで、町民の方も地域に誇りや自信を持ち、地域が元気になり、定住につながります。観光の推進は定住人口をふやすきっかけの一つであり、町の活性化の一翼を担うものであります。まずは観光で訪れて、町を知ってもらい、豊かな自然や文化、人の温かさなどを実際に体験していただき、将来的に移住定住していただけるきっかけになることが重要な投資効果の一つでありますので、今後も観光の推進に力を入れたいと考えております。

私は行政総体の事業は、安心して暮らせるまちづくりにあると思っております。その根本を支えるのが、やはり人口です。この人口減少社会においては、社会増を目指すことで人口の減少を抑える必要があると考えます。中でも観光事業は魅力ある南部町を発信する重要な施策であります。一度も訪れたことない場所に移住定住の芽はありません。訪れたところが、自然に囲まれた安心して子育てできる環境であり、充実した教育や子育て支援が加わることで、当地を選んでいただく可能性は大幅にアップすることになります。子育て支援と観光事業は比較のできない双方重要な事業でございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 子育て支援の拡充にかかわり、小・中学校の教材費と学級費並びに給食費の無料化を全学年で実施すべきとの御提言でございます。

本件につきましては、給食費の無料化が過去5回、教材費等の無料化は一昨年度来2回お尋ねをいただき、その都度丁寧にお答えをさせていただいてきたと認識をいたしております。学級費をなぜ廃止をしたのか、なぜ教材費の無償化を小学校3年生までとしたのか、また給食費のあり方についての基本的な認識等々、さまざまな角度からお答えをさせていただいております。これ以上、本件について議員に御理解いただくすべを持たないというのが、正直な気持ちであります。

学級費については、その内容を精査し、教材費に含めることが望ましいと判断をしたこと、教材費の町費負担への移行は、財政状況も加味しながら、小学校1年生から3年生までの、つまり、一般的に保護者年齢が若い世帯の負担軽減を図ることを狙いとしています。また、給食費については、食という保護者としての義務の範疇に属する経費であり、かかる費用に補助をすることや、一定の所得に満たない御家庭の給食費を公費で賄うことは、施策として成り立つと認識いたしておりますが、所得のいかんを問わず、ただにきなさいという議員のお考えには賛同しかねる旨、これまでもお答えをしてまいりました。私どもの考え方にも耳を傾けていただき、御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、議員御指摘の背景にあるものにつきましては、私どもも課題として認識をしていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君の再質問を許します。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁の順番は町長が先に答弁されたんですけども、再質問の順は最初の届けのとおりに、まず学級費の関係とか、それから学校給食のことについて先に再質問させていただきますので、よろしくお願いします。

私は、先ほど教育長から答弁があったんですが、給食費についてはもうこれで5回目の質問になると思うんです。私は、なぜここに至ったのかということの背景なんですけども、実は私は、会見側の方にはなかなか知られていないと思うんですが、実は西伯小学校が改修される前まで30数年間にわたって、毎朝20分間ぐらい、始業ベルが鳴るまで、始業のチャイムが鳴るまで、ずっと学校購買で子供たちに直接対面で販売をさせてもらいました。非常にそのときの子供たちの、何ていうんですか、節度を保った状況、私は非常に、今でも思い出します。朝、私が学校購買室に着いたときにはもう、既に何人かの子供たちが並んでおりました。子供たちが、おじさん、消しゴム頂戴とか、鉛筆頂戴とかいうようなこと言うんで、はい、わかったよ、どれがいい

というのを、選ぶのにかなり時間がかかるんだけど、後ろに並んでいる子供が、早うせんか、こら、とか、そんなことは全く言いません。じっと待っていて、私は、この姿でずっと大人の世界に入っていったら、恐らくすばらしい、町はもちろんのこと国全体がそういう、この今のそういう姿をずっと続けていった生涯、私はすごい国になるだろうなと思うんですけども、いつほどか世間の荒波にもまれるんでしょうか、横入りしてみたりね。そういう、きのうも同僚議員の質問であったのですが、いわゆる社会的道徳というんですか、それをなんですけどね。私はルールをきちんと守っていく、この社会を生涯続けていったら、国のみんながですよ、すばらしい国になるなというぐあいに思うんです。

私、孫がいるんですけども、よく言うのはですね、ちょっと横道にそれますけども、社会的常識ということ、いわゆるしつけですね、それをやっぱりきちんと教えておかないといけないなということで、実は小学校、ここの小学校だないですけども、岸本のほうの小学校にお世話になってるんですけど、スポーツ少年団に入っております。私のうちに来ると、自転車にすぐ乗るんです。おじいちゃんって、子供用の自転車、スピード出すなよとか、左側だよ、自転車は左だよ、車は言って、わかった言うけども、つついあれするんですね。で、私言うんですよ、君はスポーツをやってるんだらうと。スポーツの世界というのはちゃんとルールがあるでしょうと。そのルールから外れたことやると、すぐ笛が鳴って、君、君、だめってとめられるでしょう、あれと一緒にだよ。社会というのはちゃんとルールがあって、それをきちんと守らないと、あの人は何だということになる。せめて、そのことだけはちゃんと頭に入れておきなさいよ。横断するときだって、手を挙げて、右見て、左見て、そして渡るんだよ。そうせんといけないよということ言うんですよ。やっぱり、ルールについてきちんとやるということ、これが社会的道徳だと思うんです。

私、もう一つ、苦言になるかもしれませんが、朝、中学生の生徒が自転車で通いますね。横並びに走ってるんですよ。私なんか来たら、車が来たら、ばあっと横に広がるんですね。これやっぱり一つのルールとして、中学校になると当然部活もありますから、社会的なルールというのはきちんと教えていく、このことをやはり大人が教えていかなければいけないんじゃないかなっていうぐあいに思う。遠慮なく私は言うんです、車は左だよということ言う場合があります。きちんとそういうことを心がけたいなということ、それがいわゆる子供たちが将来しっかりとした大人になっていくためのこと、そのことは頭に常にあるもんですから、あえて、ずっと同じような質問になるかもしれません。

学校給食のことなんです、先ほど申し上げましたように、義務教育ですね、小学校、中学校。

これはやっぱり国が責任を持って、負担をかけずに大人に育てていく、これが国や行政の仕事ではないかと思うんです。私はそのことからいえば、特に大人になる段階ですから、きちんとしたものを食べさせるための学校給食、これにぜひ力を入れるために負担を少なくして、安心して学校生活を送れる、そういう保護者たちの気持ちをぜひ受けとめていただきたい、このことを思います。あえて言いますけども、私、今回、27年度の決算を見ますと、歳入歳出の差し引き額が2億1,779万円。それで、実質収支が1億8,359万円という金額が上がっております。私は、この余ったというんですか、黒字になった分の、この中からでもやはりこのほうに回すべきではなかろうかということで質問するわけなんです。学校給食費は、この決算で見ますと、監査のほうの報告で見ますと5,002万7,000円となってるんですが、これで間違いないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。5,002万7,000円っていいものは、保護者負担額っていうことですよね。27年度の決算としましては、ちょっと今、円単位までの数字は持ってませんが、5,002万七、八千円っていうふうには思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、あえて金額を見ましたのは、先ほど言いましたように、実質収支で1億8,000万のうち5,000万、この金額をぜひ保護者の方が喜ばれること、このことが大きなポイントになると思うんです。あわせて学級費のことも言うんですけども、子育て支援のことを充実を図るということが人口の流出をとめ、そして、逆に流入をふやすことになるんじゃないかと思うんです。この5,000万のお金を、ぜひ実現のために、保護者負担を減らす立場から考えていただきたいということ。

それから、学級費のことなんですけども、これも今現在3年生までが実施されておりますが、これが小学生の6年生まで全員ですね、これにするのはもうあと幾らが必要でしょうかと言いましたら、以前の議会での答弁では、470万円ということの答弁をいただきました。この金額を総決算の中で見ますと、金額は0.055%なんです。1億8,000万のお金が黒字の中から470万円がどうして歳出ができないでしょうか。私は1年生から6年生まで全部まだなっていなかったら別です、3年生までやっておられるんです。それで、いろいろ町内の方、お話を聞きますと、子育てのことについては非常に助かっていると、やっぱり子供たちのことにぜひ、目を向けてもらっていることありがたい、そういうことの声をよく聞くわけなんです。ですから、これが膨大な、莫大な金額、例えば4億7,000万円ということになれば、これは大変ですけど、470万円です。個人にとってはかなりの金額ですよ、この470万。しかし、70億からの予算の

中で、一般会計の、470万円の歳出がとても無理で、財政困難に陥るなんていうことはないと思うんです。だから、そういう中でぜひ決断していただきたいんですが、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。冒頭、ルールのお話をされたわけでありまして、ルールをきちんと守るということは、私も個人的には大変大事なことでござっております。

この間の土曜日ですか、丹波市立の三輪小学校さんっていうのが、コミュニティーの関係でお見えになりましたけど、そこの学校の経営方針を見ておられますと、当たり前のことを当たり前のようにできる子になろうということがうたってありました。まさに、議員さんの今言われるようなことだったのかなと思って、聞かせてもらいました。

教材費なり、あるいは学級費、それから給食費、そういうものを、黒字でもあるんだし、どうだろうかという御提案でございますが、私は、そこに金があるから、ほんならこれを充てようということには、なかなかちょっと同じ思いをするわけにはならんというぐあいに、私は思っておるところであります。

特に給食費につきましては、これまでもお答えをしたような基本的な考え方をしておりまして、補助を現在させていただいておりますけれども、もしかするとそういう金額を、補助を上げるっていうのは選択肢としてはあるのかもしれませんが、全く無料にしてしまうっていうのは本当にどうなのかなというところが、やはり疑問に私は心の中にございます。

それから、教材費あるいは学級費については、学級費は教材費ともかかわりがありますから、教材費ということでお話をしたいと思っておりますけれども、これ、前にもお話をしたと思っておりますけど、一つはやはり今、保護者の皆さん方に御負担をいただいております教材費、それどんな教材を使うのかというところの選択といいたいまいしょうか、そういうものが少しオープンになってないところもありまして、そのあたりが一つ課題だろうなというぐあいに思っております。それから、保護者の皆さん方の学校教育にかかわるさまざまな御負担については、昨今の社会情勢等も踏まえて、やはり何らかのお手伝いをさせていただく必要があるだろうなということは、基本的には私も思っております。議員からは教材費と学級費ということでこれまで、あるいはこのたびもお尋ねをいただいておりますけれども、これ以外にも御負担をいただいております部分もあつたりいたしますし、それから、それぞれの保護者の皆さん方の所得のでこぼこもございまして、そういうものを勘案をして、それ以外の部分でお手伝いをさせていただくというようなことを考えていくことも、保護者の負担軽減という所期の目的からすればそういう選択肢もあってもいいのではないのかなと、そんなぐあいに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 最初に、教育長から答弁があったんですけども、一律に補助というんですか、負担軽減っていうのはどうかということを申されました。それは、全般的に言うとかかなり生活が苦しい人が多いんです、保護者の中でね。困ってるという人もおられますよ。中には悠々としておられる方もあると私は思います。でもね、じゃあ、振り返ってみますとどうなのか。私が小学校、中学校のころは、教科書は自分で買ったんです、お金を出して。買えなかった場合は譲ってもらう方もありましたが、私は幸いにも親が買ってくれたんですけども。でも、その後、今、無償になりまして、義務教育、小・中は。私は義務教育であれば、その所得によってこうやるということはいかななものかと思うんです。ですから、中には何ぼでも負担があるのにという人もいると思うんです。しかし、押しなべて言えば、やっぱり小学校、中学校の時代、それだけのことを、私は無償にしてくださいということを、給食費も言ってるんですけども、いきなりそうは無理かもしれません。しかし、幾らかでもやはり補助をふやして、負担を軽減していく。これが、行政の務めではないかというぐあいに思います。後で、大人になってから振り返ってみれば、ああ、いい学校生活ができたよと、町はこれだけのことをやってくれたんだということ、そういうことを全部の人が思うかどうかわかりませんが、そういう思いが起こるのではなからうかと思うんです。それが、ひいては地域によっての恩返しというんですか、やってくれたんだからということで、そういう思いが強くなるんじゃないかと思うんです。

私は少なくとも、再度伺うんですけども、先ほど答弁があったんですけども、給食費ね、もう一つ補助のことを考える、前向きに考えるような気持ちはどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。給食費についてこうしようということ、今、考えているわけではありません。先ほど、壇上での答弁の後半で申しあげました議員御指摘の案件に対する背景といいたいまいしょうか、そういうものについては私も同じように思うところがありますので、そういう観点から、学校教育にかかわる保護者負担の軽減策については、いろいろ検討をしていかないけんいうぐあいに思っておるところであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 実は、私はここでぜひ、今回、言われるとおりに全部やりますということを答弁をもらうとは思っておりません。何かいいかげんに山かけていた質問かと言われればそう受け取られるかもしれません。しかし、私は少しでもやっぱり負担軽減をしていただきたい。このことから、このことを取り上げたわけです。

私は、いきなりなんですけど、町長、今期で勇退されるわけなんですけども、学校給食のことなんか、軽減はやっぱりするということはなかなか、そりゃ町長の答弁は難しいと思うんですけど、やはりそういう軽減はやっぱりすべきだというぐあいに考えておられるんでしょうか。その点だけひとつお願いしたいんですが、答弁を。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。さまざまな施策を通じて、義務教育を保障するというんでしょうかね、そういう努力はやってきたつもりですが、まだ足りないという御批判があればそれは甘んじて受けなければいけないと思っております。今の亀尾議員のおっしゃる1億7,000万円もの繰り越し剰余を出しているながら、470万が払えんことないのではないかというような御質問だったんですけど、それはちょっと乱暴な話であって、それはそれ、これはこれと考えていかんといけんと思えます。繰越金が出なかったらどうなるんでしょうか、それを削りますか。ですから、私はそういう問題ではないと思う。町のガバナンスを考えたときに、いかにバランスのとれた効率のいい行政運営をするのか、それから必要なところへちゃんと行き届いておるのかというようなことを考えていかなければいけないというように思っております。決して満足をしているわけではないけれども、さっきおっしゃったように喜んでいただいております。ですから、一定の評価もあるのではないかと考えております。財政全般、それから政策の優先順位、あるいはまた町政のマニフェストというんでしょうかね、そういうものによって変わってくるのではないかと思いますけれども、大きなところはそんなに私は変わらんのではないかと考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど町長から答弁があったんですが、私は470万円がどうして出せないのかっていうこともそうなんですけども、3年生まで実施されてるんですから、小学校時代は全てやっぱり対象にすべきだということです。それが莫大なお金なら別なんですけど、470万円なら何とか捻出して実施していただきたいということを改めて要望しておきます。

さて、それでは、今度は観光事業に対する、いわゆる投資の関係でお聞きするんですけども、私がいろいろ聞いたところなんかですと、こういうことをおっしゃる方が多いんです。移住政策ではなくて、今住んでいる人が豊かになるようにしてほしい、そして住民の住んでいるところ、ことにお金をかけてほしいということなんです。

そこで、私は決算の中で、私が拾い出した金額が間違っているかもしれませんが、観光事業関連で2,610万8,000円ほど、プラスするとあるんじゃないかと、固めてみるとあるんじ

ゃ……。いろいろなんです。南部町プロモーション動画事業、それから観光事業事務費、県内イベント参加、パンフレットの送付、あるいは広域観光推進事業、協議会負担金、観光協会補助金交付など、交流を促進するための予算、それから先ほど答弁あったですけど体験型観光の推進、それから観光資源等魅力の向上、それから地域観光推進体制強化、プロモーターの採用等々含めまして、そのぐらいの金額になるんじゃないかと思うんです。その中で上がってたんですけど、観光の中で、一式飾りあるいは桜並木、これについてははねております。というのはなぜかという、今までずっと長い歴史のもとに法勝寺宿の一式飾り、それから桜並木、これの手入れとかそういうもの、これもずっと長い間法勝寺川を周辺とする桜については非常に有名になっておりますので、これは除きましたけども、最近、新たに上がった分にこうなんですよ。

それで、効果がどうだったのかということでは、なかなかはかり知れないと、これははかることができないというような答弁だったんです。私は、ここであえて取り上げたのはなぜかといいますと、この金額を取り上げられた中で、本来はこれについてリピーターはあるのかどうなのかということなんですけども、ふえる状況にあるということなんですけども、これは旅行会社の応援で1万6,000人ですか、去年来られたということなんですけども、果たして来られた後のリピーター、これが、もしつかんでおられたらどうなんでしょう。何割ぐらいリピーターがあったのか、1回こっきりなのか、そのことについてお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長であります。昨年来、観光プロモーターが誘致したツアーでございますけれども、ほとんど赤猪岩神社に寄って、違うところに行くといった流れなんですけども、リピート率については今のところわかっておりませんので、その旨御了解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） リピーターがどうかということなんですけども、私は赤猪岩神社、それが何回も来られるということがどうなんだろうかという疑問も感じております。それについて、今、わからないからだめだというわけでもないですけども、私はこのお金をつぎ込んで、答弁にあったんですけども、売店の売り上げははっきりわかったんですけども、あとのことはよくわからんですね。私は費用対効果でいうと、こんだけお金をつぎ込むんだから、それに見返りが、経済の活性にこんだけあったんだというぐあいに、やっぱりつかむべきだないかと思うんですわ。その点をどうなんだろうかということなんですけども、そこら辺の観点についてはどのように感じておられるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。町内の観光施設と言われるところ数々あると思いますけれども、昨年、27年度の集客っていうか、入り込み客の状況をまとめたものがございまして。とっとり花回廊さんであるとか、赤猪岩神社、緑水園、祐生出合いの館、それから各種イベント、例えば緑水湖マラソンであったりとか、ゲートボール大会などなど、合わせますと約49万人の方が来町されています。その49万人の方が、例えば、ちょっと乱暴な言い方もしませんが、100円使っていただいたとするならば、4,900万円の経済効果があるというふうに考えますし、例えばその半分の方が南部町民だったとするならば、町外から来られた方が約半分とするならば、その半分の2,450万円。ちょっとざっくりの話で申しわけないですけども、そのぐらいの直接的な効果があったのではないかというふうに推測をしておるところでございます。以上。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、課長から答弁があったんですが、この49万人の施設ごとの内訳、後でよろしいですから、また議会のほうへ提示していただきたいということを要求させていただきますので。

それから、移住者向けの情報発信ということで、161万6,000円何がしのお金が決算出ますね。きのう、同僚議員の質問の中で答弁があったんですが、空き家施策では平成25年から27年の3年間で10件の入居があって、22人が入られたと。そのうちで、子供連れの方もあったと思われるんですけども、子供さんが何人おられたかお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。空き家一括借り上げの中で子供さんということで、こちらで把握しているのが、22名中5名ということ把握しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） こういう方がどんどん、子供連れの方がどんどん入っていただくとうれしいことなんですけども、私はあわせて移住定住のことで聞くんですけども、南部町版のCCRC、これに191万6,422円が決算で上がっております。私、このCCRC、確かに人口の流入ということも、移住ということも必要なことであります、人口を増加するのに。

ところが、私が春の集落の役目で作業しとって、ちょっと休憩しようかと手休めしたときに、何人かの方が私に尋ねられました。亀尾さん、SANチャンネルで見たのは、移住のことで出たんですけども、何かCCRCとかいうこと聞くんだけれども、どういうことを言われた。い

や、これは、都会で生活しておられた方、もちろん現役で働いておられた方、その方が職場から離れられて、この後でゆっくりと過ごしたいということ、そういう意味でこちらに入られるんですよって。そういう人の経験をいろいろ聞きながら、やりながら、地域で生活していただきたい、そういう思いで、これは国が施策として出してるんです。国のほうもお金は出しますが、しかし、5年間で半分は町が出さないといけない状況でもあるんだよってということを言ったら、そしたら、間髪入れずにこう言われたんです、何でそんなことをするの、元気なときに移った人は、それは生涯ずっと町に住まいされて、町のために貢献されるんだと思うんだけど、現役を退いた方なんか来られたら、いずれは老後になったら、町が手をかけなきゃいけないじゃないんだの。そんなことは、差し引きすると無駄じゃないのという、そういう声を間髪入れるのがおられるんですよ。そうだ、そうだというのが、多数の意見になるんですよ。

私はここであえて人口増加のことをもとに質問したのは、つまり、子育て支援をすると、全部がそれにいいということで来られるかどうかわかりませんが、しかし、若年の方がここに入ってきていただく、このことはやはり町の活性化を生むし、そういうことが町の発展にするんじゃないかろうかということから、そういう気持ちでこのたびの質問したようなわけなんです。私は、若い方、ぜひ、高齢の方は来ちゃいけないというわけでないですけども、若い方に視点を上げる、そういう施策をやっぴり進めるためには子育て支援を充実する、拡充すること、このことが大きなポイントになるのではなかろうかと、そういうぐあいに思って質問したようなわけなんです。今後も、空き家の活用でされれると思うんですけども、町のほうでむしろ、これをやめなさいとは言いませんが、決まったことですから、しかし、もっともっと子育て世代に目を向けてほしいというぐあいに思います。

最後になるんですけど、私は、今、日本は大都会、特に東京なんですけど、人口膨張でもう本当に大変な人数なんです。私はそういう人たちが、今後、田舎というか、地方に出てゆっくりしていただきたいという国の思いだと思うんですよ。そういうことでやられると思うんですけども、よく考えてみますと、田舎から出て東京で働き、東京が本社の会社で働いてる、そこが大きな、いわゆる大企業が大きな本社を持っておって利益を上げる。その莫大な利益、いわゆる毎年毎年内部留保がどんどん膨らんで、今の段階では366兆円も抱えてるような状況なんです。高額所得の方もたくさんいます。私はこれに対して、国のほうがそれなりの負担を、税負担ですね、背負って、そして、そういう田舎のほうで何とか住むようなこと、いわゆる人口膨張を抑えるような状況にしたいなら、交付税を地方にもっともっと出して、そうして田舎で暮らせりゃ田舎の自治体が、余裕を持てとは言いませんが、必要などころに必要な目を向けられるような、そういう

財源ができるようなことを国がやるべきだと思うんです。そういうことを非常にいびつなやり方、これについてはぜひ、坂本町長も今までやってこられたんですが、新しい町長に、どうせ今度引き継がれると思うんですけども、事あるごとに新町長にそのことを伝えること。いわゆる、町村会のことでも決まりがなくても、それ以外のときでも積極的に声を取り上げて、地方のことをもっと見てくれと、目を向けるべきだということを、少なくとも積極的に先頭を切って、そういう国へ声を上げるというようなことをぜひやるべきだということを、今度町長になられる方に、引き続いて、坂本町長も進言をしていただきたい、このことなんです。

それと、もう一つなんですけども、私、横浜市立大学の中西先生がこういうことをおっしゃっております。今の20代の単身者の、一部ですよ、全部だなしに一部拾うんですけども、20代の単身者で、貯蓄ゼロが62.6%あると。また、別の調査では、毎月幾ら減収すると家庭がアウトになるかという質問に対して、月6,000円ぐらい減収になってしまうと、たちまち家計がアウトになってしまうという結果が示されました。友達の結婚式に、ちょっと用事があるって行けないという理由で欠席する、また友達の結婚式ならまだしも、親戚に不幸があったら欠席を……。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾議員、時間がなくなりました。よろしくお願いします。

○議員（12番 亀尾 共三君） しなければならない。香典を出したら貧困になる。このようなことが全国的な兆候としてあります。だから、地方にもっと余裕があるような、そういう施策を進めるために頑張してほしいということを、ぜひ後任の町長に伝えていただきたい。このことを進言して、私の質問終わります。答弁結構です。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入りたいと思います。再開は午後1時、13時からいたします。

午前11時34分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番、細田元教君の質問を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田元教でございます。今期議会最後の一般質問でありま

すし、坂本町長に一般質問するのもこれが最後でありますし、坂本町長も本議会でまた議員に答弁するのもこれが最後です。

坂本町長は平成7年に町長になられまして、旧西伯から今日まで21年余、町長職を務めておられました。私はその1期後の11年から議会へ出させていただきました。思い返せば、初めて議員になったとき、坂本町長と議員の一般質問のやりとりをお聞きしまして、大変にカルチャーショックを受けました。それは、当議会にもおられます共産党の真壁議員とのやりとりをお聞きしまして、すげえ議会だな、また私もこれに負けないようにせないけんなどいうのをつつら思っていました。また、坂本町長が初めて町長なられて今日まで21年余、さまざまな施策をされて南部町を一步でも前へ進めようって頑張っておられました。前々町長の磯田さんのことを思い出しました。磯田さんもすごい町長で、すごく残されました。磯田さんときはどのようなことが残ったんだろうかなとつつら今ちょっと思いました。初めて、鳥取県南部町に、旧西伯町に県の老人ホームを誘致されたり、障がい者施設のやまと園を誘致されたり、やっぱり福祉に精通されておられたかなと。今もってそれが息づいておるし、最大の大きな事業は、やっぱり私は賀祥ダムじゃなかったかなと思っております。この賀祥ダムがあったおかげで、法勝寺水系が、賀祥ダムから下ですが、下が水の飢饉っていうか水戦争っていうか、ああいうのがなくなりました。これは大きな功績じゃなかったかなと思っておりますし、これに匹敵するような坂本町政の21年余ではないかなと思っております。いろいろ私の口から言いたいですけれども、総括を町長に求めていますので、町長の口からそれは町民に詳しく、きょう説明、また感慨深く言われるじゃないかと思えます。

もう一点は、東西町にコンビニ、ポプラがございました。これが9月の6日をもって閉鎖になりました。一緒に自販機のあったのが自販機もなくなっちゃって、東西町は自販機もないと。コンビニもない、もういわゆる団地になっちゃったなって思っています。この中で、私のところにたくさんの方が来られまして、何とかしてくれと。調べましたらば、やっぱり私たち団地の人は利用しておられました。たくさんの方が利用しておられました。それが、あのバイパスができたせいで、ストロー減少が起きたんですね。国道が変わったせいで、確かにお客さんは少なくなって、どうしてもそういうことになれば閉鎖せざるを得ないという状況になっておりまして、私たちは一生懸命物を買ってただけど、本当に困ったと、何とかならんかどうかという質問がたくさん参りました。こういうところについて、町政はどのようにされるのかな。また、どのような支援をしていただければ、これが何とかなるのかと思って、きょう質問しました。

私もこの話を聞いてからすぐ動きまして、あれはJOCAですか、JICAのOB、JOCA

の方に会いまして、あんたの出番は今じゃねえかと、あんたもこの辺でちょっと知恵を出しながら、海外協力隊で世界中飛び回って、そういうところで発掘して、その住民が喜ぶことをされただろうと。今、南部町の一番大変なところ、大変って、にぎわってるニュータウン、東西町がこういう状態になった。一発力出していただきたいというような要請もいたしましたし、野菜づくり同好会も月2回をやっておりますが、これを月3回か4回にせないけんかないかという、今、検討もしております。もう一つは、魚屋さんが1週間に1遍来ております。1カ所しか来ておりません。捕まえまして、何カ所か回っていただきたいと要請いたしました。これも振興区と協議しながら、時間帯と場所とを連絡密にして、こういうところを助けてもらえないんだろうかと私も動きました。要は、買い物難民等が起きるような、参っております。これらについて、町はどのような施政されるんだろうか。これに関しては東西町ばかりじゃねえなど。賀野の農協の跡もそうだと、また、南さいはく地域振興協議会等の両長田でも同じような問題が起きてると思う。そうなれば、片山知事の言葉が思い浮かばれました。中心は栄えてもこの周辺が、合併のときです、廃れる、これが心配である。大きな合併は考えたがええなってやな話を聞いたことがある。今そのような雰囲気我が南部町にも起きそうです。これは東西町に限らず、おっきな町の問題ではないかと思っております。

ひとつ、この東西町のコンビニがなくなって、住民がたくさん使ってるのにもかかわらず、バイパスができたおかげでこうなったならば、これを何か生かす方法はないのか、また、町はどのような、こういうとこに支援ができるのか、この壇上ではお聞きしたいと思います。

壇上でございます。もとに戻りますが、本当に長い間、21年余の町長職、坂本町長、本当にお疲れさまでございました、また、御苦労さまでございましたということを一言申し上げまして、壇上からの質問終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） ねぎらいをいただきましてありがとうございます。過去を振り返って、自身の町長職の総括をどのようにするのかということでございます。6月議会で三鴨議員から町長在任中の成果と引き継ぎについてという一般質問いただきまして、その折に、まだ任期途中であり、任期を懸命に駆け抜けたということと、中曽根元総理の語られた、政治家は歴史における被告席に座ると言われるように、みずから総括するのではなく町民の皆様の御判断に委ねるべきとの趣旨を答弁しました。これに尽きるわけですが、過去を振り返ってみよということで、印象的な事業などについて申し述べてまいります。

きのうの白川議員さんの御質問でお答えしましたように、福祉に地方分権、住民自治を絡めて

さまざまな事業に積極的に取り組んでまいりました。平成11年7月、鳥取県より設置許可をいただき、介護保険の南部箕蚊屋広域連合を発足させました。各町村が介護保険制度を熟知するにつれて、人口規模の不安、リスクの解消、基盤の整備など、単町での施行に対しての各種問題点が明らかとなり、広域化することによって解決できるとの展望のもと、連合結成に踏み切りました。事業者の指定権限を持つ連合は全国で初めてであり、全国的に大変注目を集めました。連合設置で保険料の格差解消、保険財政の安定、事業計画一本化で均衡のとれたサービス基盤を効率的に整備することが可能となり、また事務処理の効率化、国や県の財政支援などが受けられました。町民にとって、リスクの分散を初め、介護保険給付サービスの質と量を確保し、現在の6期計画では県下で最低の介護保険料を実現し、連合の成果を実感していただいているところです。

次に、平成12年10月6日、突如発生した鳥取県西部地震は震度6弱の強震で、大きな被害が発生しました。死者や火災などはなく不幸中の幸いでしたが、住宅被害は全・半壊を含め1,695戸に及び、復旧作業が急ピッチで進められました。今では何もなかったかのように、平和な風景が広がっています。その後、各地で発生する災害と復興状況など拝見いたしますと、我が町の災害は不幸中の幸いで、復興はすぐれたものであったと自負するものです。町民各位の復興に対する熱意と御努力に加え、片山知事のリーダーシップのもとで、国、県、近隣市町村の格別な御支援により、早期の復興がなされました。以後は、受けた御恩を忘れず、被災地支援に駆けつける実践を果たしてまいりました。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権の時代が開きました。過去の歴史で誰もが経験したことのない少子高齢社会や、情報化、国際化、経済のグローバル化など、諸課題に機敏に対応し、住民の暮らしを守っていくため、また、成熟社会に見られる多様な住民の要求や、今日的なさまざまな行政課題に対応していくためにも地方分権は必然であるとの国民的な合意形成が果たされてきました。その受け皿として、自治体の強化を図るべきとの共通認識に立ち、まちづくりの究極的な手段として市町村合併を選択しました。西伯町・会見町合併協議会会長として合併を推進してまいりましたが、旧会見町では住民投票が行われるなど、小さな町同士の合併といっても、決して平たんな道のりではありませんでした。いろいろと困難な課題もありましたが、平成16年10月に50年に及ぶ両町の歴史に幕を閉じ、めでたく南部町が誕生したのであります。

合併後におきましては、合併協定書で約束したさまざまな事業に取り組んでまいりました。その一つがふれあいバスの運行です。集落をつなぎ、通学や高齢者、障がい者、通院者などの福祉輸送の必要性とともに、交通不便地域の移動手段を持たない人に対する公共交通機関としての機

能を果たしています。今やふれあいバスは生活に欠かせないツールとして、人に優しく集落に元気を運ぶ高齢社会の新しい交通の姿であると認識しています。その他、保育園や小学校の校庭芝生化、天萬図書館と富有まんてんホールの新設、国道180号バイパス、砂防工事の完成、鶴田太陽光発電所開設などに取り組み、南部町の持続的発展の基礎づくりに邁進してまいりました。

また、平成25年には、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、とっとり花回廊で全国植樹祭が開催となりましたが、その後にゆうらくへの視察を賜り、両陛下にはほぼ一日南部町に御滞在いただき、町民の皆様との交流や自然、歴史、文化に触れていただきました。晴天の中、沿道で5,000人を超える町民の皆様とともに両陛下をお迎えできたことは、忘れられない思い出であります。

次に、地方自治を住民の手にとりという思いを具体的に実現する場として、7つの地域振興協議会を発足させ、高齢化や人口減少によって活力が失われていく集落を地域で支える仕組みをつくりました。反対される方もあって難儀な取り組みでしたが、平成19年に全地域で設立され、活動がスタートしました。福祉活動を基本にしながら、防犯、防災活動、青少年の健全育成、特産品開発など、活動は多岐にわたっていますが、地域住民の皆様のお協力、役員皆様の頑張り、全ての協議会がすぐれた自治活動で県知事表彰を受賞され、一部協議会では長官表彰、大臣表彰まで受賞される快挙をなし遂げられました。青春時代に思い描いた住民自治の姿が具現化して、感慨ひとしおであり、より一層の発展を期待するものであります。

次に、原工業団地のNOKは、事業規模拡張によって、溶鉱炉も備えたマザー工場として生まれ変わる事となりました。トーションナルダンパー国内シェア70%の企業が南部町においてマザー工場化されたことは、景気の動向に左右されることなく、末永く南部町の活性化に寄与することは間違いありません。来年の夏には70億円以上投資した工場全体が完成し、本格操業される予定ですが、町とともに大きく発展していただきたいと願っています。

次に、少子高齢化などへの対応であります。出会い、結婚、出産、子育て、暮らしを総合的に支援する試みで、切れ目のない施策を通じて結婚を望む誰もが結婚し、子供を持ち、育てる喜びを実感できる町を目指しています。私は結婚というような私的な分野に首を突っ込むのは行き過ぎだと考えていましたので、少し対応が臆病になっていたのかもしれませんが。しかし、人口減少が国の課題となって、地方創生で東京一極集中を正し、一億総活躍社会を形成していくことが国策として取り組まれるようになりましたから、遠慮なしに思い切った少子化対策を打ち出すこともできました。南部町の施策は米子のほうでも評判だそうで、成果に期待しているところです。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてであります。平成8年にボランティア活動を見える化したあいのわ銀行を制度化しました。介護保険100人委員会より提言をいただいた町独自

のヘルパー制度は、子供たちの福祉の心を育む営みとして定着してきました。平成19年に設立した地域振興協議会は、包括ケアシステムを構築するのに大きな役割を果たしています。例えば振興協ごとにまちの保健室を設置し、健康相談や病気の早期発見に役立てるほか、コミュニティホームの運営や介護予防教室、地域防災、防犯活動、子供の健全育成など、活動は多岐にわたり、先の見通しが立つようになりました。このようなソフト事業の充実を背景にハード事業にも取り組みました。県立特老有楽苑の町移管は困難をきわめました。伯耆の国ゆうらくに姿を変え、介護技術の地域還元事業、24時間訪問介護、ヘルパー養成、グループホームなどで支えています。西伯病院の建てかえを機に、認知症に効果が認められる思い出街道、がんリスク検査のアミノインデックス、地域包括ケア病床への転換、訪問看護などを通じて、中核機能を発揮しています。ほかにも、すこやか、しあわせ自立訓練センターなど整備して、ソフト事業との連携で地域包括ケアシステムは進化して、国会議員の視察まで受けるようになりました。

最後に、財政の健全化を上げたいと思います。究極の合理化である町村合併をなし遂げましたから、人件費を中心に南部町の財政は改善し、国からの支援に頼る状況は変わらずとも、基金も40億円に達し、健全化判断比率はいずれの指標も早期健全化基準を大きく下回っております。加えて、太陽光発電所の売電収入が約7,000万円以上になり、南部町の財政に明るい希望を与えてくれています。このような状況に至ったことは、子供や孫にツケ回しをしないとされた私の方針に御理解をいただき、行政サービスの我慢も引き受けていただいた町民各位の御協力による成果であり、ここに厚くお礼を申し上げます。

今後は、新しい町長、議会の御相談によりますが、不安定なグローバル経済下では今まで以上に財政の出番はふえてくるものと思われま。賢明な財政運営で、町民の幸せを実現してほしいと願っております。

以上、町長在職中の数々の事業について振り返ったのですが、議員各位、そして町職員の皆様と一緒によい仕事ができたと感謝しております。今後、さらに南部町が発展していくためには、新しい視点や感覚を持った新しい人が新しい種をまく必要があると思、21年半に及ぶ町政のマンネリ化を防ぐためにも、今回、引退を決断させていただきました。

新町長には、愛郷の志高く持っていただきまして、全ての成果や課題を引き継ぎ、南部町のさらなる発展を期していただきたいと思。新町長のまちづくりへの取り組みは、私とは違うものと思。ますが、どなたが就任されようとも、明るく進取の気概をもって前任者を乗り越えて、町民の幸せと町の発展を期してほしいと願うばかりであります。以上でございます。

次に、東西町のコンビニエンスストアの閉店についてでございます。町に直接説明があったわ

けではありませんが、8月下旬にとある筋から、東西町のポプラが9月上旬に閉店するといった情報が入りました。情報では、南部町には法勝寺、阿賀、天萬にローソン、ことし5月にはセブンイレブンが阿賀に開店し24時間営業しており、ポプラの収益が見込めないこと。また、国道180号バイパスの完成により、東西町地内の旧国道を利用する車の数が減少していますし、何といっても当該地域での利用が少なく、経営が難しいこと。加えて、昨年ローソンとポプラが資本提携し共同運営を行うこととなり、収益の低い店舗を閉店させる方針となったことなどの理由により閉店に至ったようであります。

経営悪化の原因はやはり販売利益の減少ではありますが、もう一方では、土地、建物の賃借料が起因しています。ポプラやローソンについては、土地と建物は土地所有者名義になっているようで、そこには毎月賃借料が発生しています。賃貸契約が終了すれば、土地所有者が更地にするかそのまま放置するかを判断することになりますが、全国の事例を見ますと、更地に戻すことはお金もかかることから、現状のまま放置しているケースが多いようです。こういったケースになりますと、景観上からも何か対策を講ずる必要があると考えます。

議員のおっしゃるとおり、地域の商店が閉店すれば、そこに住む住民が買い物に困ることが懸念されます。町として考えられる施策としては、第1に閉店した跡地に新たな事業者を誘致することが考えられます。もう一つの方法としては、例を挙げますと、あいみ富有の里地域振興協議会のように、JA賀野の撤退により買い物施設のなくなったこの地域における代替機能や、特産の柿や梨を初めとする農産物や山菜の加工、販売機能、住民の集うサロンとしての機能など、拠点のあり方を地域で検討していただき、その内容を踏まえ、生涯活躍の町のサテライト拠点施設として具体的なハード整備につなげていくこととしています。このように、地域の課題を地域住民みずからが解決する行動を行政として支援することも考えられます。いずれにいたしましても、地域住民の皆様や振興協議会の皆様の御意見を踏まえながら、あらゆる可能性を模索したいと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君の再質問を許します。

細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、町長が、自分のずっと、時系列的に言われたそれ以上のものは私に聞くことはないと思いますが、特にお聞きっていうか、次期町長に全て委ねるような話されましたが、私は一番基本となるのは、この地域包括ケアをするための7つ振興区、これのさらなる充実が必要だと思いますけども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。地域包括ケアを進めるに当たって、地域概念というのをどのように持つのかというのは非常に大切な課題です。集落で一般的な自治が行われているわけですが、御案内のように集落は少子化や高齢化で随分活力が落ちているということがあります。それと、5世帯ぐらいの集落から200世帯ぐらいの集落まで町内にはあって、1つの施策を行いますと必ず過不足が出てくると。適正な施策ということにはならない、過不足が出てくる可能性が高いというようなこと。それから、もう一つは、昔から境界や水争いといったことで、案外、集落というのは表面には出ない部分で争いもあります。そういうことを総合的に考えてみると、やはり少し広い、集落を超えた地域というものが、この包括ケアを進めていく中では最もすぐれた範囲ではないかと、このように考えております。ちなみに、統合医療議連で言っております地域というの、旧小学校区単位というようなことを言っておりまして、やっぱり集落とは言っていない。さまざまなそういう課題がある中で、余り近過ぎない、そうかといって離れ過ぎない、この地域というものが私は非常に大事ではないかというように考えております。そういうことを考えて、振興協議会を7つでつくったわけございまして、やっぱり包括ケアを進めていくにはこの振興協議会を核にして進めていくというのが一番基本的な考え方でありまして、きっとそういうのが成果も生みやすいだろうと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 同感ございまして、7つの振興区をつくったおかげで、またこの7つの振興区は全部やっぱり文化も違うんですね、それぞれに。それを生かした地域、振興区を中心としたまちづくり、これは国が推し進めております地方創生から始まり、地域包括ケア、一億総活躍、この間、この地方創生の事務統轄監の方とたまたま会うことがありましてお聞きしたら、物事はそれ全部一本だと。右から見るのと左から見て、斜めから、上から見た言葉が、地域包括ケアであり、地方創生であり、一億総活躍であるという言葉をいただきまして、根本は地方創生でした。これの一番早くできるのはやっぱり、地域振興協議会をつくったからじゃないかなと思っておりますし、私は今後、新しく町長になれる方もこれを基盤とした南部町を活性化できるような気がいたしますけども、町長としてはそういうメッセージはありますでしょうかね。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。これは条例で制定されておりますので、当然、この条例を守って発展させていくというのが、どなたが町長になられてもそういう対応をされるというように思っておりますので、議会のほうでもそういう立場で御提言なり、またチェックを入れたりされればいいのではないかとこのように思います。

それで、真壁議員の御質問でもありましたけれども、今、新しい小規模多機能自治を法的に認めてというようなことの法整備をするように、一方で動いております。ですから、そういうものの中に自分たちの町の課題を解決できるような要望をどんどん入れて、発展をさせていくべきだろうと思っております。結局、さっきも言ったわけですが、経済活動から、あるいは話し合いだとかコミュニティー活動だとか、幅が非常に広い、上下に広がりを持ってきておりますので、これが小規模多機能という名前で、一方にぼんとうまくまとまるような法律ができるのかどうか、これはちょっとわかりませんが、そういう法整備の中に自分たちの町の特徴というものを解決できる、あるいは特徴を伸ばしていくことができる、課題を解決できる、そういう仕組みをできるだけ言って言って、取り入れていただくというようなことが、新しい町長さんには求められるのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、地域包括ケアばかりではなくて、さまざまな町の発展を期していくのに、今や振興協議会を抜いては考えられんというのが私の気持ちですので、そういうこともお伝えをしていきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） そういうことをなぜ聞いたかということ、きのうの一般質問の白川議員の答弁の中で、この地方自治を住民の手にとりという大きなことが、私はこれが地域振興区であると感じました。地域のことは地域のみんで支え合おうやと、こういうシステムをつくったのが、私は坂本町長じゃないかというように感じました。

そこで、これは歴史に学ぶべきだと思いますが、江戸時代は江戸を中心としたまちづくりで、ごみというのは余り出なかったというふうに聞いております。そのように、また、この地方自治を住民の手に戻したことで、隣近所向こう三軒両隣のきずながまた復活できるんじゃない、やあな気がいたします。これが大きな、私は坂本町長が行った数々の実績の中で、今後南部町が発展する大きな鍵のように見えます。それを国が小規模多機能自治ということで検討入っているということは、地域振興協議会のような地域を住民が主体としたまちづくりが動きやすいように、国も応援しているんじゃないかというやな気がいたしております。これについて、町長、自分のやっていることには間違いないと私は思いますけども、町長はどのように総括されますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。振興協議会の結成については、結成時点からいろいろな議論があったわけです。私は時期を逃してはいけんと思いました。いわゆる合併をして、新しい町の新しい町長はどういう施策で、この町の合併の南部町を発展させてくれるだろうかとい

う、新しい期待感があったというように思うわけです。そういう時期というものがあって、そこにこういう提案をした。総合計画の中にも地域自治組織というものを書き込んでいただいておりますし、その後の区長協議会などとの協議の中でアンケートを集約したり、住民説明会などで、やっぱりそういうことが見てとれたわけでありまして、いろいろ準備をして、平成19年には、議会の御承認をいただいて7つの振興協議会ができたわけでありまして、本当に感慨ひとしおでございます。

それで、当初考えていた以上に、住民の皆さん方の自主活動というものが進んできて、私は今、大きな、何といいますかね、第1幕は終わったと、次のステージというかな、第2幕が見たいというところにあるのではないかなというように思っております。それは、やっぱりどんどんやれやれって言うって、スカートの後ろを踏んどって前に出させなかったというのが、田中眞紀子さんが言うておられましたけれども、やっぱりどんどん行けるところと、まあ行けんともありますけれども、どんどん行けるところが法的な縛りだとか、あるいはさまざまな仕組みの中で阻害をされるようになったら、やっぱりそれは改善していくべきではないかと、このように考えているわけです。それが全国的に200自治体ぐらいですけども、180ぐらいか、組織化して、こういう地域自治組織をやっている町が連携して国に働きかけをして、小規模多機能自治というものを法制化していただきたいということをやっております。ですから、あるから全てうまくいくのではなくて、やっぱり役員さんや御本人さんの努力、町民の皆様の協力、役場の後押し、いろんなものが重なって一定の水準に達する。そうすれば、やっぱり次の段階というものを用意してさしあげんといけんというのが、このままだったらいっとっても大きな発展にならないかというようなことを思うわけです。

話が前後しましたけれども、要は、振興協議会がこの町の発展の一番礎になるというように思っていますし、それをさらに可能にするように法整備などをして、できるだけ自分たちの思うようなことのできる法整備にしたいもんだというように思っております。

10月にちょっと、南部町の意見を聞かせてほしいというのがあつりまして、上京して話して戻ろうと思っておりますけれども、そういう町の抱えている課題などは解決できる、そういう振興協議会になるようにいろいろ意見を具申して帰りたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 最初、町長が答弁されましたように、評価は後の人がすると言われました。私は坂本町長が21年余の町長をされてから、福祉の根本にした福祉のまちづくりからこれが始まった気がいたしまして、その成果が今、振興区という形でつくり上げ、これが今度

の、またいろいろとこれを根底にしたまちづくりが私は発展するんじゃないかというような気がしております。これは後世に託したいと思います。磯田前々町長の話もいたしました、それはあのダムつくったときには大変な思いがあったと思います。集落もなくなり、土地もなくなり、田畑全部、また墓までなくなって、あれをつくった。そのおかげで、ここからこっちの下の田んぼに水飢饉というのがなくなりました。やっぱり、それは後世の人が評価する。私は地方自治を住民の手に取り戻す、この一言でこれができたというのは、向こう三軒両隣、みんなを支え合う組織を、基礎を、町長はつくったんだというように思います。これは自分のことだから、うんってなかなか言われんとは思いますが、必ずや評価されると思います。また、確信しております。

それで、あと、自分に云々とは言われませんので、あと15分ありますので、このまちづくりのコンビニについて、坂本町長の隣の副町長が物すごく暇そうにしておられますので、坂本町長は今限りで終わりでございまして、副町長は次の町長も支えていかないけんです。そういうことで、このコンビニとか買い物難民っていうのは、東西町ばかりじゃないんですね、これを副町長としてどのように考えて支えられるのか、ちょっと皆さんに、町民にお披露目していただきたい。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、よろしいですか。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。買い物関係でございますですね。おっしゃいますように、やっぱり住民の方が生活をしていくためには、買い物っていうのは本当必要な、絶対必要なものだと思います。やはり、このまちづくりを進めていくに当たっては、やっぱりそういう、特に日常的に買物が困難な場合、そういう場合の対策というか、そういうことはやっぱり当然考えていかないとかなというふうに思っております。

ただ、現在、業者の方で、例えば移動販売であるとか、あるいは買い物代行サービスのようなことをやっておられる業者もありますので、そういうのを活用していくっていうのもあろうかと思っておりますけれども、例えば移動手段ですね、交通の問題をいろいろ検討していく中で、その買い物っていうことも考えながら検討していくというようなことも必要じゃないかなというふうに思いますし、それから、先ほど町長の答弁にもありましたので、ちょっとダブることになりますけれども、地域のほうで例えば拠点とか、そういういろんな検討をされる中で考えていただいて、それをまた町のほうが整備のほうの支援をしていくというようなやり方もあろうかと思っております。いろんな政策の中で買い物っていうこともやっぱり当然考えながら、それにつながるような取り

組みもあわせて考えていくというようなことも必要ではないのかなというふうに思っております。ただ、質問の中でもちょっとあったと思いますけれども、地域によってそれぞれまた事情、状況ってというのがやっぱり違っていると思いますんで、やはりそれは地域振興協議会であるとか、住民の方の御意見も踏まえつつ、やっぱり必要なところに、そこに合ったような対策、支援というものを考えて、それをやっていかないといけないというふうに今思っているとでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） さすが、さらっと言われましたけど、これは今度、企画課長にちょっとお願いですけどね、いろいろ地域振興協議会と検討して、このようなこととして、何とかこの拠点を使って、このために町がちょっと助成してとか、協力してというのは、まだこれからの先でございまして、今、早速困ってるんですわ。それで、今、あそこ東西町に回ってるのはローズちゃん、ローズちゃんが週2回なんですね。それで、1カ所、2カ所、3カ所かな。このローズちゃんには一応町財政の税金っていうか、予算が入ってますので、これは役場のほうが要請はできるんじゃないかと思ひまして、これはちょっと町としてお願いしたいのは、もうちょっときめ細かく、隣の吉谷団地行くなれば、もうちょっと東西町のほうにも細かく入っていただき、皆さんのニーズに合うようにしていただきたいと、協議会がいろいろ検討する前にそれをしていただきたいと思いますけども、これは企画課長としてはできると思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。議員おっしゃるとおりでございまして、今、いろいろなところで、高島屋さんのローズちゃん号がいろいろ活動しておりますけれども、回数をふやすだとか時間帯をもうちょっと延ばすだとかっていうお話し合いはできるかというふうに思ひますので、その辺をちょっと詰めてまいりたいというふうに思ひます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 早速その買い物難民が救えるのは、一番最初それしかねえなと思ひしております。ぜひともそれをしていただきたいことが1つと、もう一つ、この間久しぶりに中海テレビ見ましたら、富益、和田方面で、社会福祉法人が買い物リハビリという名目で、そういう要は買い物したいんですね。買い物したい、まだ援護者にもならない人やちを施設に集めて買い物リハをして、それから車に便乗して買い物に連れていくと。その利用者がすごく喜んでおられた。東西町も一緒だし、また南部町のこの端々の両長田、旧会見の池野、上野、鶴田とか、またこっちで言えば山田谷の奥とか云々、ああいうとこの人やちもみんな買い物したいんじゃない

かなと思ってるんです。これらも福祉に絡めたことがこれできるみたいでして、これらのことは検討する余地があるんじゃないかと思えますけども、これはいかがなものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○議員（9番 細田 元教君） 町長のほうがええわね、言いないね。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長でございます。本当に買い物、福祉の面からでも、買い物というのは非常にこれらのまちづくりで本当に重要でございます。やはり、高齢者が栄養が、十分に食べられなくて、ひとり暮らしもふえてきます。高齢者世帯もふえてきます。低栄養になりますと、また健康面もあれですし、何においても閉じこもりというところで、鬱やいろんな悪影響があってくるわけでございます。

先ほど議員がおっしゃられた買い物でございますが、社会福祉協議会のほうで買い物ツアーというのをやり始めております。いきいきサロン、これ希望者だけなんですけども、サロンの中で、近くの丸合までになるんですけども、少し周遊して、丸合で買い物をして楽しんでもらうというのを募ってやり始めようとしてるところと聞いております。県社協なんかの補助金もありますし、社協がやりましたそういったことが成功しましたら、いい感じと思いましたら、町のほうも一緒になって、またちょっと大々的に、例えばジャスコのほうまで、イオンのほうまで出かけていくと。そうしたようなこととして、刺激を持ってもらうというような、買い物しながら楽しんでもらうというような試みもとても大事かなというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ちょっと、俺、今初めて聞きました。南部町社協がそれをしてるんですね、今。

○健康福祉課長（山口 俊司君） はい。

○議員（9番 細田 元教君） あっ、そうなんだ。

○健康福祉課長（山口 俊司君） はい。

○議員（9番 細田 元教君） ならば……。

○健康福祉課長（山口 俊司君） してるのか、これからなのか、ちょっとあれなんですけど、多分……。

○議長（秦 伊知郎君） 手を挙げて、答弁してください。

○議員（9番 細田 元教君） いや、わかった。それと、ならば、そりゃ一番いいことなんですけども、運行法にひっかかるかどうかは別として……（「社協のバス」と呼ぶ者あり）そうそう、

それで、社協のバスがそういう買い物ツアーとか、いきいきサロンでそういう運動しながら、これができるならば、各振興区ごとに毎週1日1回そういうことをすれば、そういう買い物難民は南部町でなくなるんじゃないかと思う。これがなぜ、これが広がらんだったかなと思って、今、ちょっと不思議なんです。道交法の問題がひっかかるんじゃないかと思ったんですけど、これが、社協がすれば、そこで最初に町長が言われました小規模多機能自治組織等が、これができれば、これは可能になるやな気がします。そうなるまでは、まさかゆうらくに設定といった余裕がないと思う。社協があの手を持って、1週間に1遍、各振興区に回ると。各振興区にも必ずそういうところがあるんですよ、中心はあの阿賀だけなんです。これは、もし可能ならぜひともやっていただきたいと思いますが、これいかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長でございます。社協が今、買い物ツアーでやっている形態は、運転者さんがたしか2名おられるんですけども、その運転手さんがいきいきサロンが終わった後、御希望の方を募って回っていくという形と理解をしてるんですけども、社協のバスを使ってというような試みは、例えばまちの保健室で開催しているんですけど、どうしても来れない人がいるので、今、まちの保健室7カ所でやっていますけども、どうしても来られる方は限られてくるので、なかなか来れない方、そういったようなことの解決のために社協がバスを周遊させ、つないでというようなことは絵は描けるんですけども、なかなか大がかりになってきますので、7地区、それからルートのことも含めて、そういった構想というか絵は描けるんですけども、そこはまた少しハードルが高いものでして、社協と意見交換しながら進めていけたらなというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ちょっと話が後退した。意見交換しながら今後やるっていうことは、まだできないってことかな、ほったら。これができりゃ一番いいんだけどね。

これ、町長、こういうこと可能だろうか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） どうしても人役といいますか、運転手さんの人件費的なこと、それからガソリン代をどうするのか、そういったようなことも含めまして、一遍に7つの振興協議会それぞれを拠点に、社協がバスを使って買い物ツアーをしたりとか、どこか、その拠点までに行かれん、集会所なんかには集まれないような人を乗せていってしていくというのは少しまだ、もうちょっと協議が必要かなというふうに思っているところであります。今のところ、買い物ツア

一という中で社協ができることを、そのぐらいはできるかなというところで、社協が考えて、いきいきサロンの後に買い物ツアーというのを仕掛けたと。そこは踏み出したというふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。課長がうる答弁しておりますけれども、結局、人間の欲求には限りがないので、生鮮食料品が欲しい人もあれば、おしゃれな洋服でも買いたいというような人もあって、それに全て応えるなんていうことはできないと思います。いわゆる、なくてはならないサービスというものと、あったほうが良いなというサービスと、やっぱり分けて考えんと議論がかみ合わないわけでありまして。役場がやったり社会福祉協議会がやるサービスというのは、なくてはならないサービスですね、そういうものについては手を差し伸べてやるべきだというように思うわけですが、あったほうが良いなというのは、これは余裕があればやればええですけど、なかなか難しい面もある。

それで、私は一つの提案というか、案なんですけれども、持っております。というのは、地方創生の総合戦略をつくるときに、産官学いろいろありましたね、それで生協の責任者の方に、鳥取のほうからだったわけですが、委員になってもらって来てもらいました。何を狙ったのかということですが、生協はいわゆる注文して配達してくれるわけです。それで、挨拶を受けたときに、例えば大木屋でも、そういう共同購入の仕組みをつくれば配達してもらえますかとお尋ねしたところ、それはもちろんしますと、こういうことであります。それから、まだ、お弁当なんかの配達もしますということでもあります。そんなことして、やれますかというお話もしたんですけれども、生協の精神でそういうことはやっていくんだということでありました。したがって、生鮮食料品などのようになくてはならないものの確保については、私はこの生協の共同購入というものを御利用されればええのではないかと。特に、ニュータウンの今回の問題については、できたらこの機会に振興協で話し合っていていただいて、4班とか10班とかわかりませんが、そういうくくりで共同購入の会員を募るといようなことを私はされて、間違いなく確保する体制というものをつくって、生鮮食料品などは確保できるということにまずしておかれるほうが良いのではないかとこのように思います。

それと、野菜なんかを共同購入できるのかどうなのか、それはちょっとわかりませんが、結局、地元で、要は自家消費以上のものをついつくってしまうわけですが、それ庭先集荷の取り組みを進めております。ですから、そういう庭先集荷の屋台を用意していただければ、そういう機能が片方で動いてますから、東西町で消費するということも可能になります。それから、

天津や手間のほうの人からいえば、近くにまた直売所ができたというようなことで利用していただけるかもわかりません。そういういろんなチャンネルがあると思いますから、そういうことを活用してやっていくと。

それから、少しおしゃれがしたいので日吉津のほうに出て買い物がしたいというようなのは、これはまあ自分で出ていただくよりほか手がないなと思います。今、社会福祉協議会で言っているのは、そういう水準の話ではなくて、いわゆる引きこもりがちな人を社会の中で生きていけるようにいざなうというかな、そういうイメージが強いわけでありまして。元気な人まで社協のバス出いて、どんどん送りつけるというような、高島屋がいいのか日吉津のほうがいいのか、そういうことはわかりません。そこまでは私はできんのではないかと思っております。以上。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ええ話、きょう聞きました。その生協の共同購入、これは企画になるの、こういうのは、違うの。どげんなるかしんねえけど、ほんなら誰か窓口で、振興区とちょっと協議していただきたいと思います。これは必ずうまくいくと思いますし、即成果があるかないかと。一番困ってるのは、もちろん、ちょっとした食べ物と日用品とトイレトペーパーとかあんなんだって、聞きましたら。かさばるでしょう、で、買い物しちよって、かさばっていけないので、いつもポプラで買いよったんだって。

それともう一つは、ごみ袋が今度はポプラでなくなっちゃったん。この対応もぜひとも町として、町民生活課考えていただきたい、ごみ袋の件も振興区と。今までポプラで買いよったで。その辺もちょっとどうなるん、ごみ袋の件。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。今現在、郵便局のほうでも扱っていただいておりますので、そちらで御購入できるかと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） わかりました。ほんなら、ぜひとも、どこか窓口で協議会と協議していただきたいことをお願いします。

それともう一つは、もったいないですね、あそこのね、もしも賃貸が終わっちゃって、あのまま、更地にして戻すならまだしも、あのまま腐らせてしまったらもったいないですね、あそこ一番中心であるし。一番怖いのはポプラのランプが消えちゃって、あっただけ真っ黒けになっちゃった。これは振興区に言って街路灯つけてもらうよう頼みますけども、あの200坪ぐらいのところがもったいないで、これを南部町としてはアンテナショップとかいろいろまた、これは振興区

とまた協議せにゃいけんと思いますけど、まだまだ活用方法があろうと思います。これらのことも考えながらしていただきたいと思います。これ、ひとつ要望ですので、企画課長、よろしくお願いします。

J O C A だい J I C A だいのあの人にも言っちゃきましたので、それと新しい、高校、大学生来ました、あの人やちの知恵もかりながら、ぜひともせっかくできた新しいいいところ、この活用方法を検討していただきたいことをお願いします。

もう最後でございます。町長、本当に長い間お疲れさまでございました。町長からたくさん勉強させていただきました。地方自治を住民の手に取り戻す、これをやったと。今だんだんと実を結びつつあるのは振興区のことじゃないかと思っています。振興区を立ち上げて、地域のことは地域でできるシステムをつくっていただいた。その中で、いろいろ発展する途上で、どうしてもいろんなことに行き詰まって、やっぱり小規模多機能自治が必要であろうと、国に検討をしていただくようになってきたと。これらの根本は、やっぱり福祉のまちづくりがベースであったということをお聞きしました。新しい発想とビジョンをつくってきたと。そうだと思います。自分の道にハートはあるかどうかだと言われました。これ、白川議員の質問の中です。私はこれが、本当にこれだと思っています。

もう一つ、南部町版 C C R C で言っておられました。これは、孔子の言葉を言っておられました。近くの者喜び、遠き者来る、孔子が言っとったと。これが町政の一番の基本であるような話しされました。私も心はこれが一番だと思っています。今まで行政は、国から、また県から言われた、補助金がついたからした、こうした。今までもやってきましたけど、やった先の住民が本当によかったなって言われる、これがなくちゃ、C C R C も不発に終わるかなと思ってました。これを町長が言われたというのは、やっぱり心の底にはこれがあったんだなと思いました。そういう長い 21 年の間、本当にこういうことを心に刻みながら、南部町をかじってこられたことに敬意を表しますし、本当にお疲れさまと言いたいと思います。

あと、残された私たち、私を含めた議員、特に私もですが、これに同調される議員がおられるかどうか知りませんが、私たちの活動も、町民が南部町で生活して本当によかったと言われるような、議員に今後ともなっていくつもりでございます。どうかやめられても、温かい視線で町政を見ていただきたいことを切にお願い申し上げ、長い間本当にお疲れさまでしたということを書いて、終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、何かありますか。

○町長（坂本 昭文君） いや、ないです。

○議員（9番 細田 元教君） 一言、言いならんかや。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、9番、細田元教君の質問を終わります。

これで、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

8月22日に開会した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、各委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日14日からは各委員会を持っていただき、御審議をお願いいたします。どうも御苦労さん

でした。

午後 2 時 1 3 分散会
